

第2編 災害予防計画

1 災害予防計画の目的

各種災害（風水害、地震、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案等）に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、相生市地域防災計画を基本に、今後、市として取り組むべき施策を体系化した行動計画として策定する。

2 災害予防計画の体系

（1）基本目標

この災害予防計画では、災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平常時からの備えの充実に向け、5つの基本目標を設定する。

- 基本目標1 市民との協働による防災力の向上
- 基本目標2 災害に強いまちづくり
- 基本目標3 的確な防災情報処理の実施
- 基本目標4 災害対応能力の向上
- 基本目標5 災害の予防と被害軽減対策

（2）分野別施策

基本目標を推進するため、39の分野別施策を設定する。

（3）実施項目

分野別施策を推進するため、157の実施項目を設定し、実施目標期間、実施主体、市の役割、担当部署等を設定する。

当計画の実施目標期間は「毎年」「短期」「中期」「長期」のいずれかの期間を設定する。担当部署は次の期間を目標として計画を推進する。

「毎年」… 通常業務として毎年（場合によっては隔年）実施する。

「短期」… 概ね1～2年で完了又は集中実施する。

- 啓発・教育・訓練等繰り返し行うもの
- 連携強化
- マニュアル・指針・計画の策定など

「中期」… 概ね4年程度で完了する。

- システム整備
- 施設整備など

「長期」… 5年後以降も継続的に実施する。

- 建築物の耐震化
- 基盤整備など

■災害予防計画の体系

基本目標	分野別施策
市民との協働による防災力の向上	第1節 市民の防災力の向上 第2節 家庭における防災力の向上 第3節 自主防災組織の防災力の向上 第4節 事業所の防災力の向上 第5節 学校における防災力の向上 第6節 災害ボランティアとの協働体制の強化 第7節 消防団の防災力の向上
災害に強いまちづくり	第1節 防災拠点の整備 第2節 都市の防災構造の強化 第3節 洪水・高潮災害予防対策の実施 第4節 土砂災害予防対策の実施 第5節 危険宅地等における災害予防対策 第6節 建築物等の耐震性の確保 第7節 土木構造物等の災害予防対策 第8節 ライフライン施設等の災害予防対策
的確な防災情報処理の実施	第1節 通信機器・施設の整備・運用
災害対応能力の向上	第1節 組織体制の整備 第2節 研修・訓練の実施 第3節 広域防災体制の確立
災害の予防と被害軽減対策	第1節 火災予防対策の推進 第2節 消防施設・設備、消防体制の強化 第3節 大規模火災時の避難計画 第4節 津波災害対策の推進 第5節 地震・津波等観測施設 第6節 海上災害の予防対策 第7節 防災資機材の整備 第8節 災害救急医療体制の整備 第9節 緊急輸送体制の整備 第10節 避難対策の充実 第11節 災害時帰宅困難者対策の推進 第12節 備蓄体制等の整備 第13節 被災建築物応急危険度判定制度の整備 第14節 被災宅地危険度判定制度の整備 第15節 廃棄物対策の整備 第16節 集落の孤立化対策 第17節 要配慮者支援対策の充実 第18節 ヘリポート対策の実施 第19節 危険物・高圧ガス等の予防対策の実施 第20節 雑踏事故の予防



各
個
別
実
施
項
目

第1章 市民との協働による防災力の向上

第1節 市民の防災力の向上

1 基本方針

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、災害対策を推進していくためには、まず、市民が自主防災の自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うことが重要である。

このため、市は、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

2 施策の体系

第1節 市民の防災力の向上

(1) 防災意識の向上

(2) 災害対応能力の向上

3 現状と課題

○災害による被害を最小限に留めるためには、行政や関係機関による各種災害対策とともに、「自らの身の安全は自らが守る」という市民の心構えと行動が重要となる。市及び関係機関は、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及啓発に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 防災意識の向上

【実施主体】 市民

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関

ア 防災意識の普及、啓発方法

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」ということを基本に防災・危機管理意識を高め、平常時から地域・家庭・学校・事業所等、社会全体で減災への取組み等を行うように促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、災害教訓の伝承についても啓発を行うものとし、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みにも支援する。

市は、市民に対して自主防災思想（防災意識）の普及として下記事項を明確にする。

【防災知識や心得の普及の方法（例）】

- (ア) ハザードマップ等各種印刷物の作成
- (イ) テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及
- (ウ) 研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及
- (エ) ホームページ・相生市公式LINE・SNSを活用した防災知識の普及
- (オ) 広報紙を活用した防災知識の普及
- (カ) 防災イベント、各種防災講座の実施
- (キ) 各種防災訓練の実施
- (ク) 防災ネット、防災行政無線の使用
- (ケ) 洪水キキクル・大雨キキクル等プッシュ型通知サービスの登録推進

【災害リスクに関して周知する情報】

- (ア) 市の防災対策
- (イ) 災害に関する一般的知識と過去の災害事例
- (ウ) 避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の意味合い
- (エ) 水防法に基づく浸水想定区域や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
- (オ) 緊急地震・津波速報について普及・啓発
- (カ) 災害に対する平素の心得
- (キ) 災害発生時の心得

イ 参画・協働意識の高揚

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努めるとともに、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努める。また、緊急時に助け合える緊密なコミュニティ形成を目指し、日頃から自治会等での防災及び各種イベント活動などを通じた組織づくりを進める。

市は、広報紙やホームページ、コミュニティ活動等の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図る。

また、市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、各種団体の支援を推進する。

(2) 災害対応能力の向上

- 【実施主体】 市民
- 【市担当部】 企画総務部、健康福祉部
- 【関係機関】 兵庫県、自治会、自主防災組織
 相生市社会福祉協議会、防災関係機関、民生委員・児童委員

ア 要配慮者に対する意識の向上

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の要配慮者の所在及び生活に関する情報等の把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する者の選定に対しても積極的に協力するよう努める。また、災害発生時には、要配慮者への情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力をを行う。

イ ボランティア活動に対する意識の向上

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、行政とボランティアとの連携の重要性を認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、ボランティア活動に関する知識や能力の習得に努める。

ウ 防災訓練への参加

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

エ 地域防災計画の周知

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、市民が主体となった防災まちづくりや様々な要望等に対応できるよう、地域防災計画の見直しに併せて内容の充実に努める。また、市民に対して、地域防災計画の目的及び主な内容に関する周知を図る。

オ 講習会の実施、広報紙の配布など市民に対する防災知識の普及

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、専門家の招へいによる講習会の実施、広報紙の配布など市民に対して防災知識の普及に努めるとともに、兵庫県が主催する「ひょうご防災特別推進員」の派遣制度及び地域防災リーダーを育成するための「ひょうご防災リーダー講座」を周知する。

「ひょうご防災リーダー講座」の内容

災害のメカニズム・防災のしくみ・応急手当・救助方法・心肺蘇生法・避難所開設・運営訓練等

第2節 家庭における防災力の向上

1 基本方針

各家庭において災害に対する事前の取組みを徹底することは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。また、家族が市外へ通勤・通学している場合、災害発生の時間帯によっては、家族の安否や所在の確認が非常に困難になることが予想される。

このため、各家庭における事前の安全対策の充実を図るとともに、緊急時の対応について日頃から話し合いを進めるよう働きかける。

2 施策の体系

第2節 家庭における防災力の向上

(1) 家庭の防災力の向上

(2) 家庭内の安全対策の強化

3 現状と課題

○各家庭においては、家族で日頃より避難場所、避難経路、互いの連絡方法、非常食の備蓄などを話し合い、防災意識の向上を図ることが求められている。

4 具体的な施策

(1) 家庭の防災力の向上

【実施主体】 市民

短期 中期 長期 毎年

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

短期 中期 長期 毎年

市民は、機会ある毎に家族で話し合い、自宅周辺地域における災害危険箇所の把握を行い、災害時の非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行うとともに、避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

イ 家庭内備蓄の促進（食糧・飲料水等）

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

各家庭では、次の内容に留意して備蓄を行う。

- (ア) 家族の食糧や飲料水等を最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄
- (イ) 調理用熱源及び燃料の備蓄
- (ウ) 停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- (エ) その他家族構成に合わせた震災時に必要な物資の備蓄

また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 家庭内の安全対策の強化

【実施主体】 市民

【市担当部】 建設農林部

ア 耐震診断及び耐震補強の実施

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、住宅の耐震化が減災まちづくりにおいて必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施する。

【耐震診断、耐震補強についての補助制度】

- 簡易耐震診断推進事業（相生市）
 - ・簡易耐震診断費補助
- ひょうご住まいの耐震化促進事業（相生市）
 - ・住宅耐震改修計画策定費補助
 - ・住宅耐震改修工事費補助
 - ・簡易耐震改修工事費補助
 - ・シェルター型工事費補助
 - ・屋根軽量化工事費補助

イ 室内外安全対策の実施

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策及び撤去、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施する。

第3節 自主防災組織の防災力の向上

1 基本方針

地域住民に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成推進を図る。

2 施策の体系

第3節 自主防災組織の防災力の向上

(1) 自主防災組織の活性化

3 現状と課題

- 災害発生後の初期の段階では、「自助」、近隣住民同士等による助け合いの「互助」及び自主防災組織や地域のコミュニティ等による「共助」の取組みと、行政の「公助」が一体となることで、災害対策は更に実効ある取組みが展開できる。
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災では、多くの人々が家族や近隣者により救助されており、地域の防災力を高めるための自主防災組織の重要性が改めて認識された。
- 全国の自主防災組織の結成率は84.7%（令和4年4月1日現在）となっている。市における結成数は55団体（結成率99.2% 令和5年10月1日現在）となっている。
今後は防災士の協力を得るなどして自主防災組織の活性化を図る必要がある。

4 具体的な施策

(1) 自主防災組織の活性化

- 【実施主体】 市民
【市担当部】 企画総務部
【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 自主防災組織の活動の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市及び防災機関は、自主防災組織が結成されていない自治会等に対して、結成を促し、結成された自主防災組織に対しては、出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、組織的活動全般に対する支援を行う。近年では、自主防災組織の役員の高齢化も懸念されており、地域における自主防災活動の継続性を担保するため、青年層や女性の参画促進も図る。

また、西はりま消防組合相生消防署、市消防団、防災士と連携し、防災に関する知識の普及・啓

発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。

イ 自主防災組織の育成方法

短期 中期 長期 毎年

市は、自主防災組織の自発的な防災活動の取組みを支援し、防災に関する意識の高揚を図る。自主防災組織の育成方法として以下の活動を推進する。

【自主防災組織の主な活動内容】

	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及及び高揚 ・防災に関する知識の普及 ・情報収集、伝達体制の構築 ・関係機関との連絡体制の構築 ・防災計画の作成 ・避難行動要支援者名簿の管理、個別避難計画の策定 ・地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 ・防災士の参加依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達及び広報 ・地域住民の安否確認 ・地域の要配慮者への支援
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・実働訓練等の実施・参加 ・災害図上訓練への参加 ・要配慮者への支援訓練 	—
消火	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火の徹底 ・初期消火訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資器材の備蓄・保守管理 ・救出及び救護訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出・援護 ・食糧、救援物資等の配布協力
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における炊き出し (避難所自主運営)

ウ 自主防災組織への指導

短期 中期 長期 毎年

自主防災組織の整備に当たっては、市の防災機関と十分協議の上、組織として実施すべき活動を具体化した自主防災組織の地区防災計画を作成することを推奨し、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にするように努める。

【自主防災組織の地区防災計画の内容】

- (ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関する事
組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
- (イ) 防災知識の普及に関する事
普及事項・普及方法等を定める。
- (ウ) 防災訓練に関する事
訓練の種別、個別避難計画、実施計画等を定める。
- (エ) 情報の収集伝達に関する事
情報の収集伝達方法等について定める。
- (オ) 出火防止・初期消火に関する事
出火防止・初期消火の方法・体制等について定める。
- (カ) 救出・救護に関する事
救出・救護活動、医療機関への連絡方法等を定める。
- (キ) 避難誘導・避難生活に関する事
避難誘導の指示・方法及び避難路・避難場所、避難所の運営協力等を定める。
- (ク) 給食・給水に関する事
食糧・飲料水の確保、炊き出し等について定める。
- (ケ) 防災資器材等の備蓄・管理に関する事
調達計画、保管場所、管理方法等について定める。
- (コ) 要配慮者に関する事
避難支援の役割分担、支援内容について定める。

エ 自主防災組織への支援

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

自主防災組織の活動を活性化するためには、その中核となるリーダーを育成する必要がある。そこで、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や防災士の資格を持つ人、専門的な知識を持つ人などから人材を発掘し、リーダーになってもらうことを要請するとともに、兵庫県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」など、各種講座募集の周知に努める。

また、自主防災組織に対する意識の高揚を図るため、次の事項を実施する。

- (ア) 啓発資料の作成
- (イ) 情報の提供
- (ウ) 各コミュニティに対する助言

第4節 事業所の防災力の向上

1 基本方針

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生及び迅速な復旧と事業の継続が行えるよう、企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

2 施策の体系

第4節 事業所の防災力の向上

(1) 事業所の防災活動体制の強化

(2) 事業所の防災への備えの強化

3 現状と課題

- 災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物等の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。企業等においては、これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を作成することが求められている。
- 企業は、県からの支援を受け、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努めることが必要である。

4 具体的な施策

(1) 事業所の防災活動体制の強化

- 【実施主体】 事業所
- 【市担当部】 企画総務部
- 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 企業等の平常時対策の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや情報提供、必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

【企業等の平常時対策の内容】

- (ア) 事業継続計画（BCP）の作成
- (イ) 防災計画、防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成、点検・見直し
- (ウ) 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 地域の防災訓練への参加
- (カ) 防災体制の整備
- (キ) 防災資器材、物資の備蓄
- (ク) 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力
- (ケ) 復旧計画の作成
- (コ) 各計画の点検・見直し
- (サ) テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境設備 等

【災害時の企業の役割】

- (ア) 従業員、顧客の安全確保
- (イ) 被災従業員への支援
- (ウ) 二次災害の防止
- (エ) 事業の継続
- (オ) 地域貢献、地域との共生
 - * 地域貢献
特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県・市との協定締結や防災訓練への参加
 - * 地域との共生
消防団協力事業所制度(令和3年3月)を活用し企業の消防団活用への理解を醸成する。

イ 事業所の防災組織体制の強化

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、各事業者が災害に備えて防災計画を作成し、十分な予防対策及び円滑な応急対策を実施できるよう指導する。

【対象施設】

- (ア) 多数の人が利用する施設（中高層建築物、集会場、旅館、学校、病院等）
- (イ) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (ウ) 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- (エ) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

【防災計画の内容】

予防計画	(ア) 予防管理組織の編成 (イ) 火気使用施設、危険物、指定可燃物の点検整理 (ウ) 消防用設備等の点検整備
学習訓練計画	(ア) 防災学習 (イ) 防災訓練
応急対策計画	(ア) 応急活動組織の編成 (イ) 情報の収集伝達 (ウ) 出火防止及び初期消火 (エ) 避難誘導 (オ) 救出・救護

【防災組織の活動】

	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
情報	・従業員等の防災に関する教育の実施	・情報の収集伝達
防災訓練	・防災訓練	—
消火	・出火防止及び初期消火の徹底 ・初期消火訓練の実施・参加	・出火防止及び初期消火
救出・救護	・防災資機材の備蓄・保守管理 ・施設及び設備等の訓練整備	・負傷者の救出・援護 ・食糧、救援物資等の配布協力
避難誘導	・避難訓練の実施・参加	・避難誘導

ウ 防災上重要な施設管理者に対する啓発

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、危険物を取り扱う施設や商業施設、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の従業員を対象とした災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

(2) 事業所の防災への備えの強化

- 【実施主体】 事業所
- 【市担当部】 企画総務部
- 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 事業所内の備蓄

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

事業所は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

食糧や飲料水等の目安とし、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備蓄に努める。

イ 事業継続計画（BCP）策定の支援

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定、防災計画、復旧計画の作成について、啓発及びアドバイスに努める。

第5節 学校における防災力の向上

1 基本方針

市は、学校防災計画の作成、教職員及び児童・生徒等への防災教育等を積極的に進め、学校における防災力向上、避難所としての理解を図る。

2 施策の体系

第5節 学校における防災力の向上

(1) 学校における防災活動体制の強化

(2) 学校における防災教育・訓練の実施

3 現状と課題

- 公立の学校・園は指定避難所等として使用されることから、教職員には、避難所開設及び運営に対する認識や施設の保全への対応が求められる。
- 災害等の「危機」「危険」への対応能力を身につけることは、「生きる力」を養うことにつながるものであり、学校教育における防災教育を更に推進することが必要となる。
- 児童・生徒が防災に関する知識等を習得することは、児童・生徒の家庭や地域における防災意識の普及につながることから、防災に関する学習の機会を持つことが重要といえる。

4 具体的な施策

(1) 学校における防災活動体制の強化

- 【実施主体】 学校・幼稚園
- 【市担当部】 教育委員会
- 【関係機関】 兵庫県

ア 学校防災体制の整備推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

教育委員会は、防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上、以下の諸課題の解決方策を協議する。また、教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。さらに、公立の学校・園は指定避難所となるため、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・扉の倒壊防止、防火扉等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行うよう努める。

【防災教育推進連絡会議における協議事項】

- (ア) 避難所指定に関わる学校と市の防災部局や自主防災組織との連携強化について
- (イ) 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
- (ウ) 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- (エ) 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

イ 学校防災計画の作成推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

教育委員会及び学校・園は、県教育委員会の「学校防災マニュアル」を参考に、学校防災計画の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平常時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。

ウ 要配慮者に対する配慮

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

教育委員会及び学校・園は、防災計画の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

エ 「震災・学校支援チーム（EARTH）」との連携推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県内の教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員とカウンセラーで構成され、教育復興を支援する防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」との連携を、平常時より図るよう努める。

(2) 学校における防災教育・訓練の実施

- 【実施主体】 学校・幼稚園
- 【市担当部】 教育委員会
- 【関係機関】 兵庫県

ア 教職員への防災教育の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

学校・園は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する研修や図上訓練等を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

イ 児童・生徒等への防災教育の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

校長は、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、各教科、各種防災行事（防災訓練、避難訓練を含む。）等、学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

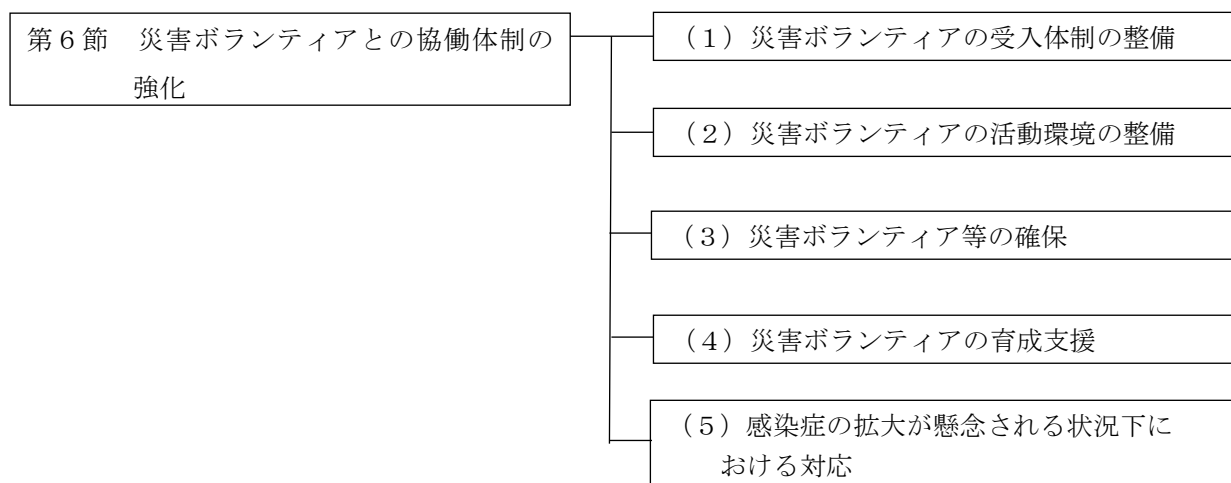
また、児童・生徒一人ひとりが「減災社会」の担い手として、「自助」「互助」「共助」の考え方を身に付け、災害への備えの大切さや、人と人が支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるよう、防災教育の推進を図る。

第6節 災害ボランティアとの協働体制の強化

1 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制を整備する。

2 施策の体系



3 現状と課題

○災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援など多くの人力が必要とされる。阪神・淡路大震災では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加したが、受入体制やコーディネートが十分に機能していなかったこと、また、行政のボランティア支援のあり方が課題とされた。

4 具体的な施策

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

【市担当部】 健康福祉部

【関係機関】 相生市社会福祉協議会

短期

中期

長期

毎年

市は、市内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

【受入体制として】

- ・行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ・災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ・災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

- ・受入、紹介窓口の開設方法
- ・受入窓口開設の主体の明確化
- ・受入窓口の開設に対しての施設場所の提供、職員の派遣等協力連携

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

【市担当部】 健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 相生市社会福祉協議会

市は、平常時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方の下にボランティアの自主性を尊重しつつ、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。

【活動環境について】

- ・災害ボランティアに貸し出せる資器材の把握
- ・災害ボランティアへの使用許可等の手続き

ア 災害ボランティア活動支援マニュアルの策定

県の「災害ボランティア活動支援指針」の内容を踏まえ、市や関係者・関係機関が取り組むべき事項、留意すべき事項を示した「災害ボランティア活動支援マニュアル」を策定し、この活動マニュアルを基に災害ボランティア活動の推進を図る。なお、この活動マニュアルについては、策定後も適宜更新し、内容の充実を図る。

【災害ボランティア活動支援マニュアルの内容】

項 目	内 容
(ア) 災害ボランティア活動支援の基本的考え方	○阪神・淡路大震災を踏まえた支援 ○ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援 ○災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
(イ) 災害時の対応・支援	○災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設 ○災害ボランティア窓口の明確化（市・第三者的な機関） ○災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散 ○資器材等の確保 ○災害ボランティア本部への支援 ○窓口開設に関しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力、連携
(ウ) 平常時の対応・支援	○ボランティア団体等とのネットワークの構築 ○ボランティア・コーディネーターの養成支援 ○災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

(3) 災害ボランティア等の確保

【市担当部】 健康福祉部
【関係機関】 相生市社会福祉協議会

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援を行い、災害ボランティアの確保に努める。

【大規模災害時にボランティアの協力を得る主な活動】

- (ア) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (イ) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (ウ) 救援物資、資器材の配分、輸送
- (エ) 軽易な応急・復旧作業
- (オ) 災害ボランティアの受入事務

(4) 災害ボランティアの育成支援

【市担当部】 健康福祉部
【関係機関】 相生市社会福祉協議会

ア 災害ボランティアに対する訓練・研修の実施

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市及びボランティア関係機関は、平常時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

イ 災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平常時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネーターを体験させる。

ウ ボランティア活動の支援拠点の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、平常時における各種のボランティア活動が災害時にも活かされるとの考え方の下に、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

エ 災害ボランティア活動の環境整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。また、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティア活動資機材の整備に努める。

(5) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底する。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県より災害ボランティアのPCR検査費用を支援してもらいなど派遣環境を整備することとする。

第7節 消防団の防災力の向上

1 基本方針

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に努める。

2 施策の体系

第7節 消防団の防災力の向上

(1) 消防団の充実強化対策

3 現状と課題

- 消防団は、防災を支える重要な組織であるが、消防団員の減少、市外への勤務による昼間の消防団員不足等が考えられる。また、火災以外の災害対応においては、知識や技術が不足していることが現実である。
- 消防団員の減少への対応は、消防団OBや企業との協力、女性の地域防災活動への参画などに力を入れていく必要がある。
- 地震、風水害、津波等に対する対応力の向上については、知識、技術の習得として、訓練や研修の実施が不可欠である。

4 具体的な施策

(1) 消防団の充実強化対策

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 消防団

ア 消防団の充実強化

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、消防団の充実強化を図るため以下の事業を推進する。

- (ア) 消防団と自主防災組織が連携して行う訓練の実施
- (イ) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (ウ) 消防団員への処遇、装備の改善
- (エ) 消防団の活動拠点施設の整備
- (オ) 広報啓発活動による消防団員の加入促進
- (カ) 事業所に対する消防団活動への理解促進
- (キ) 市民に対する消防団活動への理解と協力促進

イ 消防団活動の強化

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

消防団員は、災害活動の強化を図るため以下の項目を実施する。

- (ア) 災害に応じた訓練の実施
- (イ) 学校や自主防災組織との連携
- (ウ) 資機材の整備、点検
- (エ) 次世代の育成
- (オ) 消防団活動の安全管理措置

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 防災拠点の整備

1 基本方針

災害時における防災拠点として、西播磨地域全体の救援・復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（西播磨広域防災拠点）、市域における応急対策の中核となる地域防災拠点を整備する。

2 施策の体系

第1節 防災拠点の整備

(1) 防災基盤整備事業計画の策定・実施

(2) 広域防災拠点の整備

(3) 地域防災拠点の整備

(4) コミュニティ防災拠点の整備

(5) 各防災拠点間の連携

3 現状と課題

- 災害時に応急活動の拠点や避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等の整備に努める必要がある。
- 本市の災害対策本部は、市役所庁舎に設置されるが、今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

4 具体的な施策

(1) 防災基盤整備事業計画の策定・実施

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、兵庫県

短期

中期

長期

毎年

市は、本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、消防防災施設・設備の整備を要する場合は、消防防災施設整備事業計画を策定し事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あら

かじめ県と協議する。

(2) 広域防災拠点の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

広域防災拠点は、県が西播磨地域を対象として、播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点）及び赤穂海浜公園に整備している。災害発生時の避難・救援活動、救援物資の保管や集積、応急活動要員の宿営場等の機能を有し、また、大規模災害時における救援、救護、復旧活動の拠点としている。

【広域防災拠点の種類】

・ブロック拠点

救助物資の集積・配送機能、被災者用物資の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有する拠点

・その他拠点

主に既存施設を利用した物資集積及び集結・宿泊基地とする拠点

【県が整備している広域防災拠点】

ブロック拠点	播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点） *備蓄倉庫延床面積（1,132㎡）
機能	1 被災者用物資、被災者用資器材、救助用資器材の備蓄機能 2 地域内外からの援助物資等の集積・配送拠点機能 3 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊拠点機能
構成	1 中枢となる公園等の広場 (1) 緊急物資、復旧資器材の集積・配送基地（荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード） (2) 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース） (3) 救助資器材等の備蓄施設 (4) 緊急用ライフライン設備 2 防災センター施設 (1) 事務室及び会議室 (2) 物資備蓄設備

その他拠点	赤穂海浜公園 物資集配及び集結・宿泊基地として、既存の施設をその他拠点に指定
機能	1 地域内外からの援助物資等の集積・配送拠点機能 2 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊機能拠点
構成	1 緊急物資、復旧資器材の集積・配送基地（荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード） 2 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース） 3 臨時防災ヘリポート

(3) 地域防災拠点の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市は、市役所を当面の地域防災拠点とし、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動の訓練・教育拠点とし、防災資器材庫及び備蓄物資（照明用ランタン、懐中電灯、ハンドマイク、毛布、発電機、水、食糧等）等の整備を図るとともに、耐震性や水害による浸水対策を確認し、庁舎の被災に伴う重要な行政データ等の損失に備え、データのバックアップ対策及び設備の確保、耐震性の強化を講じることとする。

また、平常時より、管轄内の各避難所の施設管理者と緊急時に円滑な情報交換が図れるよう連絡体制を整備し、災害時には、管轄内の各避難所の状況把握、人的・物的資源の調整を実施できるようにする。

【地域防災拠点の機能】

	機 能
市役所	(ア) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資器材の集積配送スペース (イ) 地域の防災活動のための駐屯スペース (ウ) 物資、復旧資器材の備蓄施設 (エ) 災害対策本部、医療機関、防災関係機関や他の拠点と交信可能な通信設備 (オ) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等） (カ) 臨時離発着場（臨時防災ヘリポート） (キ) 耐震性貯水槽、井戸等 (ク) 広域避難スペース (ケ) 救急医療、高齢者・障害者等の要配慮者のケア機能との連携（市街地分散型地域の場合）等

(4) コミュニティ防災拠点の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

災害時に地域住民の避難地及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。防災拠点の整備に当たっては、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して自治会を単位として配置をし、耐震性の確保、発電機、水・食料等の常備の対策を講じることとする。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね 500 m²以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮する。

【コミュニティ防災拠点の機能】

	機 能
各小学校	(ア) 災害時において避難・応急生活が可能な機能 (イ) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資器材の集積・配送スペース (ウ) 情報通信設備 (エ) 対象地区内の防災活動に必要な設備 (オ) 電気、飲料水等の自給自足機能 (カ) 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携（市街地連担型地域の場合） 等 (キ) 地域住民の防災活動拠点

（5）各防災拠点間の連携

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西播磨における大規模災害発生時等に広域災害応急対策の拠点となるのが、播磨科学公園都市（西播磨広域防災拠点）及び赤穂海浜公園であり、市は、地域防災拠点から広域防災拠点への連絡体制を確立し、効果的な情報の発信、物資・器材の輸送機能を確保する。

また、コミュニティ防災拠点と地域防災拠点との相互の連携も充実させるため、防災訓練等においても連絡体制等を確立させ機能の確保に努める。

第2節 都市の防災構造の強化

1 基本方針

都市基盤施設は都市の骨格をなす施設であり、これらの機能が低下又は停止した際には、都市全体の機能が麻痺することも想定される。特に、河川の氾濫防止、市街地の浸水被害軽減のための総合的な浸水対策が求められるほか、道路・公園等の都市基盤施設は、大規模火災発生時の延焼防止や災害発生時の避難・運送等重要な機能を担う施設であることから、既存施設の機能強化が必要である。

また、木造密集市街地や急傾斜地の住宅については、平常時から様々な災害予防策を講じておくとともに、これら防災上問題のある地域を災害に強い市街地へと改善することが重要である。

このため、本市では、浸水被害の軽減、新たな都市基盤の整備や既存施設の耐震性の向上、災害発生時の危険度の高い市街地の解消に向けて計画的に都市整備を進めるものとする。

2 施策の体系

第2節 都市の防災構造の強化

(1) 安全・安心な都市づくりの推進

(2) 市街地防災の推進

(3) 防災施設の整備方針の策定

(4) 重要施設の防災対策

(5) その他の施設の整備

3 現状と課題

○木造住宅密集地や新たな宅地等の開発計画地域については、適切な規制・誘導等を行うとともに、建築物の耐震化の推進、道路・公園等の整備を図り、地域の危険性の低減に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 安全・安心な都市づくりの推進

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、県が策定した「都市計画区域マスタープラン」に十分配慮しつつ、「市都市計画マスタープラン」と整合を図る。

また、市は、県とともに、次の点に配慮し、安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいく。

- (ア) 市域全体として災害に強い地域構造を構築すること。
- (イ) 防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

(2) 市街地防災の推進

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備等により道路空間の防災性・安全性の向上等に努め、市街地ネットワークの強化を進める。

(3) 防災施設の整備方針の策定

【市担当部】 企画総務部、建設農林部、教育委員会

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、人口、産業の集積する既成市街地及びこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難所、避難路等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する密集市街地においては、適切な規制・誘導等を行う。また、水害対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

ア 広域避難地

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する。

- (ア) 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目標とする。
- (イ) 避難者同士が密接する状況を取らないように、世帯ごとの間隔として、2m以上（最低1m）を確保するものとする。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を3㎡以上とすることができることとする。
- (ウ) 災害時の高齢者・子ども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2km以内とすることとする。
- (エ) 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地为原則とし、内部に設けられる平常時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮

するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図る。

- (オ) 大震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することに努める。
- (カ) 臨海部及び河川の下流地域、ゼロメートル地帯等の低地盤地域については、津波の危険性や堤防の決壊等を考慮し、必要な措置を講じる。

イ 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- (ア) 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮した幅員とし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっても、同様に配慮する。
- (イ) 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置する。
- (ウ) 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な設備を配置する。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

ウ 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じる。

エ 避難地・避難路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難に関する計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、ハザードマップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図る。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。

(4) 重要施設の防災対策

【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 各施設管理者

短期	中期	長期	毎年
----	----	-----------	----

重要施設における防災対策について定める。

ア 重要施設の登録

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有することとする。

イ 平常時の取組み

重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。

(5) その他の施設の整備

【市担当部】 建設農林部、教育委員会
 【関係機関】 各施設管理者

短期	中期	長期	毎年
----	----	-----------	----

施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努める。

ア 道路施設の整備

市は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努める。

イ 学校施設の整備

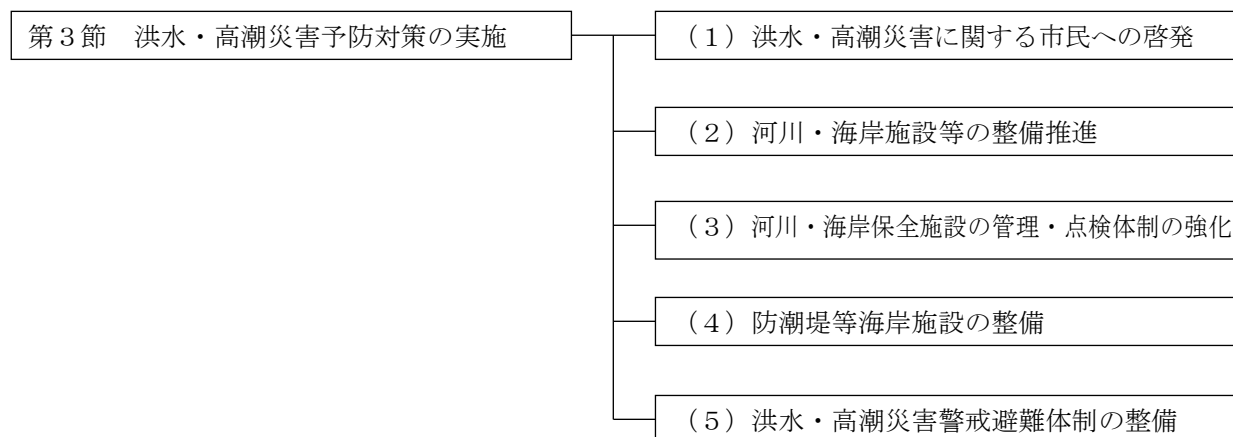
市は、災害時に市民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐火性の向上に努める。

第3節 洪水・高潮災害予防対策の実施

1 基本方針

市は、洪水・高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、河川改修を推進するとともに、ハザードマップの作成・普及などの水防対策を推進する。

2 施策の体系



3 現状と課題

○相生市の河川は、二級河川としては13河川で、その流路総延長は約38kmである。これ以外に準用河川として8河川ある。

また、これらの河川のうち、砂防指定地河川としては25河川で総延長は約25kmである。

【河川及び砂防指定地河川の状況】

項目	内容
① 二級河川	亀の尾川、大谷川、佐方川、苧谷川、普光沢川、鮎婦川、岩谷川、矢野川、小河川、能下川、榊川、西矢野谷川、構谷川
② 砂防指定地河川	黒蔵川、亀の尾川、雨内大谷川、北谷川、室坂川、榊荒神山川、西後明川、鮎婦川、真谷川、総山川、岩谷川、那波大谷川、沼谷川、相生大谷川、大谷川、古池川、前山川、クライ谷川、小河川、飛之尾川、野瀬南川、鍛冶屋川、矢野川、葛ヶ浜川、北山川

○災害の発生原因は、主に集中豪雨によるものであり、過去におけるその降雨量の記録をみると、昭和51年9月には、8日から13日までの6日間にわたる継続的豪雨の影響で938mmを記録し、特に10日、11日の2日間に635mmを記録した。最近では、平成16年9月29日に1日の降雨量で217mm、平成23年9月3日に220mmを観測している。

- 台風や異常気象に伴う集中豪雨により河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっており、水害から人命や財産を守る対策が急務となっている。
- 自然排水の困難な相生、旭、那波、佐方地区の6箇所に設けられたポンプ排水施設の活用により、被害を最小限に止めている。なお、排水施設は次のとおりである。

【ポンプ場の状況】

ポンプ場名	台数	ポンプ口径	排水能力
那波	2	800 mm	155.4m ³ /分
	2	200 mm	
南那波	1	600 mm	438.0m ³ /分
	3	1,000 mm	
旭（県）	2	1,000 mm	581.7m ³ /分
	1	1,350 mm	
佐方	2	2,000 mm	158.0m ³ /分
相生	2	800 mm	173.2m ³ /分
	1	300 mm	
相生大谷川（県）	2	1,200 mm	420.2m ³ /分

- 市の海岸線は、延長約19kmで瀬戸内海に面し、入海は約5km入り込んで相生湾を形成している。相生湾は開港場の指定を受けており、海岸保全区域、臨港地区等の指定地でもあることから、高潮対策事業として防潮堤、排水ポンプ場設備が整備されている。

【兵庫県（県土整備部）所管高潮対策事業の内容】

河川名	事業の内容
佐方川	河川堤防等の整備
大谷川	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮水門の整備 ・排水機場の整備 ・遊水池（排水機場に併設した調節池）の整備

※海岸線の高潮対策施設は整備済み。

- 耕地面積は、490ha程度であるが、地形上大きな河川がないため灌漑用水の大部分をため池に依存しており、その数は156箇所に及んでいる。これらのため池のうち、危険なものについては老朽ため池等整備事業により、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを優先して計画的に逐次補強補修を行ってきている。今後も補強補修に努める必要がある。

- 浸水想定区域の指定を受けた場所に立地している、避難確保計画作成義務のある要配慮者施設は、第2編「災害予防計画」第5章「災害の予防と被害軽減対策」第10節「避難対策の充実」の(15)避難確保計画の作成に記載

4 具体的な施策

(1) 洪水・高潮災害に関する市民への啓発

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 洪水災害に係る危険区域の把握・事前周知

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

洪水浸水想定区域の作成に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成した。市は、洪水ハザードマップ、ホームページ、市広報紙等により、それらの情報を周辺地域の市民へ、その危険性や洪水災害に関する知識を周知するよう努める。

なお、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

また、水防法に基づき指定した河川以外の河川において、過去の降雨により浸水した地点、その水深、その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときには市民に水災の危機を周知するよう努める。近年は、洪水のほか、内水・高潮により、想定を超える浸水被害が多発しており、それらに対応するため下水道・海岸の水位により、「相当な損害を生ずるおそれ」がある箇所において浸水被害の危険を周知する。

最新の洪水・高潮浸水想定区域は、資料編『ハザードマップ』を参照

イ 要配慮者施設・大規模工場の浸水防止及び避難対策

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

水防法による浸水想定区域内にある要配慮者施設（高齢者、障害者、乳幼児他）・大規模工場等に対しては、洪水時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

浸水区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

ウ 洪水予報河川等以外の河川

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水災の危険を市民等に周知するよう努める。

エ 津波・高潮災害に係る危険区域の把握・事前周知

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、市域において、被害想定等に基づく津波・高潮ハザードマップ等により、ホームページ、広報紙等を通じて、津波・高潮が来襲した場合の予想危険区域や津波・高潮に関する知識を市民へ周知するよう努める。

(2) 河川・海岸施設等の整備推進

【市担当部】 建設農林部

【関係機関】 兵庫県

ア 河川、排水路の改修等に関する治水事業の促進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、暴風雨・集中豪雨被害の防止・軽減を図るため、県及び関係機関と協力して、河川の改修工事、堆積土の除去、更には治水ダムの建設により水量を調整し、河川の決壊、堤防の損傷の防止に努める。

イ 高潮対策施設の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、高潮及び波浪から防御するため、県及び関係機関と協力して、防潮堤、河川護岸、水門、排水機場等の整備を図る。

ウ たため池の補強補修

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、たため池のうち、危険なものについては、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に、今後も補強補修に努める。

(3) 河川・海岸保全施設の管理・点検体制の強化

【市担当部】 建設農林部、企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署、消防団

ア 河川及び水路の管理・点検

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

河川管理者は、治水上の安全性確保のため、維持管理を行う。

イ 内水の排除対策の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、既存のポンプについては整備点検を実施し、安定した稼動に努める。

ウ 防潮堤・海岸保全施設の管理・点検

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、緊急時の操作に支障のないよう、定期的に防潮堤、水門及び排水ポンプ場等の海岸保全施設の監視や協定に基づく門扉等施設の操作状況及び老朽化の確認を行い、関係機関に報告して、その機能維持に努める。

エ 樋門の点検

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

樋門は、平常時から増水時の操作に支障のないように、点検整備を行う。

オ たため池の点検

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、点検及び改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知と防災体制整備等の指導に努める。

(4) 防潮堤等海岸施設の整備

【市担当部】 建設農林部

【関係機関】 兵庫県

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、県と協議し、高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進することとする。

また、施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行うこととする。

(5) 洪水・高潮災害警戒避難体制の整備

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、関係機関、西はりま消防組合相生消防署、消防団

ア 情報収集体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

気象庁等からの洪水・高潮情報、及びフェニックス防災システム（高潮危険度予測システム、氾濫予測システム、川の防災情報、兵庫県海の防災情報、高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位到達情報））、あるいは市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

イ 水防体制の強化・充実

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

水防計画に基づき、水防管理団体間での連携体制及び水防に必要な資機材・設備の整備を推進し、並びに災害対策本部の組織運用について強化に努める。

ウ 市民への情報伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民の避難のため、収集した情報を、防災行政無線等及び自主防災組織・自治会・民生委員・児童委員連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

エ 避難体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

洪水・高潮災害の発生が予測あるいは確認された場合に、関係市民に対し、避難指示を行い、安全な避難所・避難経路への誘導が行える体制を整備するよう努める。

また、浸水災害発生時に徒歩での避難が困難と予想される場合については、自主防災組織・自治会等が中心となり、浸水想定区域の浸水深より高い鉄筋コンクリート造等の近隣マンション等にその協力を働き掛けるよう努め、要配慮者等が一時的に待避できる避難体制の整備を推進する。なお、津波一時避難場所等は一時退避の目標であり、浸水が終息し避難行動の安全性が確保された段階で、指定避難所等へ避難する。

第4節 土砂災害予防対策の実施

1 基本方針

日常から危険箇所周辺居住者への啓発を行うとともに、豪雨時等には消防関係機関と連携して巡視、警戒に当たる。また、土砂災害警戒区域に指定されている箇所は市民への情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行うなど、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づく対策について定める。

2 施策の体系

第4節 土砂災害予防対策の実施

(1) 土砂災害等に関する市民への啓発

(2) 土砂災害警戒避難体制の整備

(3) 土砂災害警戒区域等における災害防止対策

(4) 砂防及び治山事業等への協力

3 現状と課題

○土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。市は、県と協力し、災害防止対策の促進を図るとともに、地域住民等に対し、災害に対する知識の普及に努め、適切な警戒・避難活動がとれる体制を確立する必要がある。

○治山事業及び造林事業は、昭和26年に着手したところであるが、令和元年度までの実績は、次のとおりである。

【森林の状況（人工林）（令和元年度兵庫県林業統計書より）】

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)%
	面積(A)ha	比率(%)	計(ha)	人工林 (B)ha	天然林(ha)	
総数	6,766	100	6,602	600	6,002	8.9
国有林	2	0	2	0	2	0
公有林	計	974	14	-	-	-
	県有林	200	3	-	-	-
	市有林	774	11	-	-	-
	財産区	0	0	-	-	-
私有林	5,790	86	-	-	-	-

○市内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所等が存在し、日頃から地盤の強化や避難対策などの安全対策に取り組む必要がある。相生市内における次の土砂災害等危険区域の一覧については、相生市地域防災計画（資料編）『第2節 自然環境』を参照

- 【土石流危険渓流区域の指定状況一覧】
- 【山腹崩壊危険地区の指定状況一覧】
- 【崩壊土砂流出危険地区の指定状況一覧】
- 【急傾斜地崩壊危険区域の指定状況一覧】
- 【土砂災害警戒区域の指定状況一覧】
- 【土砂災害特別警戒区域の指定状況一覧】
- 【災害危険区域の指定状況一覧】
- 【急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の指定状況一覧】

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を受けた場所に立地している、避難確保計画作成義務のある要配慮者施設は、第2編「災害予防計画」第5章「災害の予防と被害軽減対策」第10節「避難対策の充実」の（15）避難確保計画の作成に記載

4 具体的な施策

（1）土砂災害等に関する市民への啓発

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

土砂災害防止法に基づき県が指定する以下の土砂災害危険箇所等（下記表）について、情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事、避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項を記載し、土砂災害ハザードマップ、県・市ホームページ、市広報紙等により、周辺地域の市民へその危険性を周知する。

また、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設においては、施設の名称、所在地を明確にする。

また、要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、市長に報告しなければならない。また、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

最新の土砂災害警戒区域等は、資料編『ハザードマップ』を参照

【土砂災害等に係る各種危険箇所】

急傾斜地崩壊危険箇所 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険箇所とは、がけ崩れが発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのある傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、県が調査抽出している箇所である。なお、急傾斜地崩壊危険区域は、前述の中で急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定されている区域のことである。
土石流危険渓流	土石流危険渓流とは、土石流が発生し、人家や公共施設等に被害を与えるおそれのあり、谷地形をしている渓流、過去に土石流が発生した渓流、土石流が発生するおそれのある渓流で、県が調査抽出している箇所である。
山地災害危険地区	山地災害危険地区とは、山腹崩壊、地すべり、土砂流出等の山地災害が起きやすい箇所であり、県が調査抽出している地区である。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域は、急傾斜地、地すべり及び土石流危険渓流に係る危険箇所、土砂災害防止法第7条で指定される区域のことである。また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち土砂災害防止法第9条により、指定される区域である。

(2) 土砂災害警戒避難体制の整備

- 【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

ア 各種危険箇所の定期パトロール

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県と協力し、平常時から各種危険箇所の点検パトロールを行い、状況把握に努める。

イ 情報収集体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

気象庁等からの大雨情報及びフェニックス防災システム（兵庫県土砂災害情報提供システム）等からの土砂災害警戒情報（气象台と県の共同発表）、市民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。

ウ 市民への情報伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市民の避難のため、収集した情報を、防災行政無線、防災ネット、相生市公式LINE、エリアメール、サイレン、自主防災組織・自治会連絡網等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備するように努める。

エ 避難体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

土砂災害の発生が予測あるいは確認された場合に、関係市民に対し、高齢者等避難、避難指示を行い、安全な避難所への誘導が行える体制を整備する。

オ 救助体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

土砂災害による被害が発生した場合は、迅速かつ効率的な人命救助が必要になるため、ただちに自衛隊及び西はりま消防組合相生消防署に救助の要請を行える体制を整備する。

(3) 土砂災害警戒区域等における災害防止対策

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域については、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講じるものとする。

防災計画において定めた土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配付する。

(4) 砂防及び治山事業等への協力

【市担当部】 建設農林部

【関係機関】 兵庫県

ア 砂防事業

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県が行う土石流危険渓流に対する砂防堰堤工事及び砂防指定地の指定に積極的に協力し、土石流対策事業を推進する。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に積極的に協力し、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

第5節 危険宅地等における災害予防対策

1 基本方針

都市計画法による開発行為の規制・誘導、また、宅地開発指導要綱等に基づく開発指導を行い、安全で秩序ある市街地の形成に努める。

2 施策の体系

第5節 危険宅地等における災害予防対策

(1) 宅地開発指導

(2) 宅地防災パトロール

3 現状と課題

- 相生市の宅地造成等に係る規制については、一定規模以上の開発行為について、森林法（林地開発許可）、都市計画法（開発許可）、条例等で規制されており、市域全てが何らかの規制対象となっている。
- 相生市は平地が少なく、狭い道路をはさんで住宅が密集している地区があり、一旦火災が発生すると予想以上に規模が拡大することが予想される。

4 具体的な施策

(1) 宅地開発指導

【市担当部】 建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 国、兵庫県、関係機関

市は、県とともに開発事業に際しては、法に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等が発生させないよう、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時停止及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。

また、開発にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 宅地防災パトロール

【市担当部】 建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

市は、造成された宅地について、必要に応じ、姫路土木事務所（まちづくり建築課）・警察・消防の協力を得て、梅雨期及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

第6節 建築物等の耐震性の確保

1 基本方針

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する。

2 施策の体系

第6節 建築物等の耐震性の確保

(1) 計画的かつ総合的な耐震化の推進

(2) 市有施設等の耐震化

(3) 一般建築物耐震化の促進

(4) 建築物の耐震性強化の普及啓発

(5) ブロック塀の倒壊防止対策

(6) 社会基盤施設の老朽化対策の推進

(7) 落下物等の対策

3 現状と課題

○国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成28年3月25日告示）において法に定める特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率を、令和7年度末までに耐震性が不十分な対象建築物をおおむね解消することを目標とする。

4 具体的な施策

(1) 計画的かつ総合的な耐震化の推進

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

市は、県とともに、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を計画的に推進することとする。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成26年6月4日施行、以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき、「耐震改修促進計画」等の作成を検討する。

(2) 市有施設等の耐震化

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、市有施設（庁舎、学校等公共施設や公用施設）について、計画的に耐震性強化・改修を推進することとする。

(3) 一般建築物耐震化の促進

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

上記（1）の計画的かつ総合的な耐震化を推進することとする。

(4) 建築物の耐震性強化の普及啓発

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

(ア) 建物所有者及び市民への普及啓発

市は、県とともに、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

(イ) 建築物相談所の開設

市は、県とともに、県土整備部建築指導課、中播磨県民センター、市庁舎等に建築相談所を開設し、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めることとする。

(ウ) 建築物耐震診断の啓発

市は、県とともに、昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発することとする。

(5) ブロック塀の倒壊防止対策

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

市は、県とともに、ブロック塀の倒壊防止対策の啓発に努める。

(ア) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

(イ) ブロック塀の危険箇所の調査

(ウ) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励

(エ) 建築基準法の遵守、指導

(6) 社会基盤施設の老朽化対策の推進

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

市は急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

【対策の方針】

- ・ 損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、令和10年度までに対策をおおむね完了
- ・ 点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的実施

【主な計画対象施設】

区分	施設
道路	橋梁、トンネル、道路法面施設 等
下水	下水道施設
公園	公園施設

(7) 落下物等の対策

【市担当部】 建設農林部、財務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

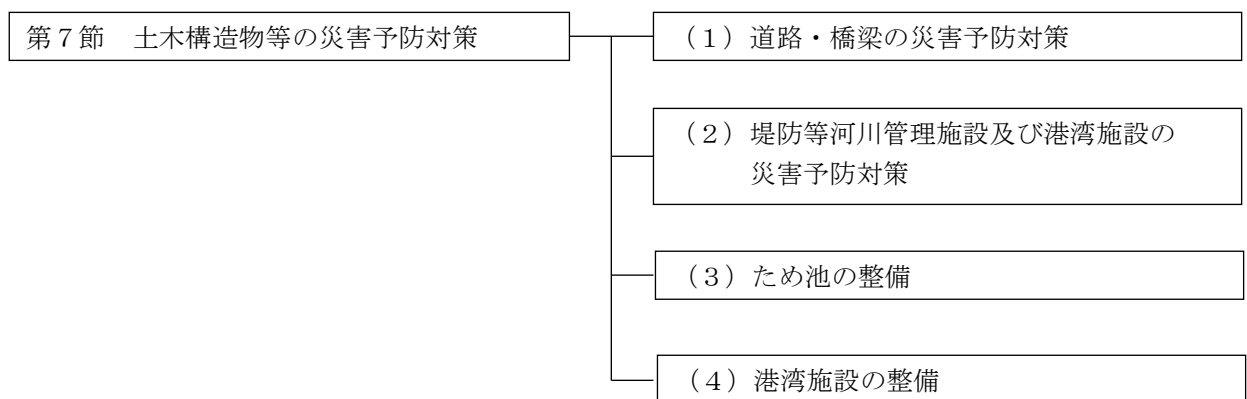
- (ア) 市有施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施することとする。
- (イ) 一般建築物で、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。
- (ウ) 据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。
- (エ) 地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、適正な対処方法等について、普及啓発を図る。

第7節 土木構造物等の災害予防対策

1 基本方針

道路・橋梁は、人や物資の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また、火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を担っている。適切な幅員を持つ幹線道路により、都市の骨格的道路網を計画的に構成し、地震に強い都市の基盤形成を図る。

2 施策の体系



3 現状と課題

○市内道路は、国道、県道及び市道に分けられ、国道は既に100%、県道は92.8%、市道は90.2%が舗装され、全体としては91.0%の舗装率である。

○未舗装市道の舗装化も順次進める中で、道路排水の効率化及び全幅活用が可能になるように改良し、自動車交通量の増加が著しい今日の状況に対応しつつ、交通の安全と円滑の両立を図っている。

【道路の現状】

区分	国 道		県 道		市 道		
	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	実延長	舗装済延長	舗装率
令和3年度末	17,546	17,546	33,061	30,684	281,892	254,313	90.2%

4 具体的な施策

(1) 道路・橋梁の災害予防対策

【市担当部】 建設農林部

短期 中期 長期 毎年

道路建設に当たっては、防災的な条件を十分考慮するとともに、落石防止対策等の諸対策を積極的に推進する。災害時において防災空間、緊急輸送道路等として重要な役割を担うこれら幹線道路につ

いて、国や県との調整を図りながら、道路整備に努めるとともに、幅員4m未満の狭あい道路については、震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあることから、拡幅整備を促進する。

(2) 堤防等河川管理施設及び港湾施設の災害予防対策

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 河川管理者、各港湾施設管理者

市は、河川管理施設及び許可工作物については、河川管理者及び排水施設等管理者（許可工作物については設置者）に耐震化の促進を働きかける。

また、災害時における海上からの救援物資輸送を確保するため、関係機関に要望し、耐震強化岸壁等、港湾施設の強化を促進する。

(3) ため池の整備

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、ため池管理者

市は、ため池のうち、危険なものについては、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に、今後も補強補修に努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

(4) 港湾施設の整備

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、港湾管理者

県は、緊急輸送等災害時に必要な航路の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して、施設の維持管理状況の報告、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には適正な維持管理のため措置を講ずることを命じる。

第8節 ライフライン施設等の災害予防対策

1 基本方針

ライフライン施設や都市交通施設が災害時においてもその機能を十分確保し、また、これらの施設が原因となる突発事故を防止するため、必要な対策を講じて安全性の向上を図る。

2 施策の体系

第8節 ライフライン施設等の災害予防対策

(1) 電気通信施設の災害予防対策

(2) ガス施設の災害予防対策

(3) 電力施設の災害予防対策

(4) 水道施設の災害予防対策

(5) 下水道施設の災害予防対策

3 現状と課題

- 電気、ガス、上下水道などのライフライン施設や鉄道などの都市交通施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が風水害や火災等により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。
- 電気、通信等の供給は、電柱等により行われていることから、電柱等の供給設備については、被災しても機能まひが生じないことを考慮し、設備の設置及び維持管理を行う必要がある。
- 上下水道については、現在のところ施設等の耐震化は一部に限られており、市全域の耐震化には長期を要する。

4 具体的な施策

(1) 電気通信施設の災害予防対策

【市担当部】 企画総務部
【関係機関】 西日本電信電話㈱

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

電話通信事業者は、建築基準法の構造基準に加え、独自の構造設計指針により、建物及び鉄塔の耐震化を図るとともに、必要に応じて耐震診断や耐震補強を実施する。また、拠点施設の浸水対策等に努める。

ア 自治体との協調

倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全を行う。事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めることとする。

(2) ガス施設の災害予防対策

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 一般社団法人兵庫県LPガス協会、大阪ガス㈱

ガス事業者は、ガス施設の耐震性、防災システム等を強化し、防災体制の整備等を推進する。災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

(3) 電力施設の災害予防対策

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 関西電力㈱・関西電力送配電㈱

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、電力の安定供給、公衆災害、二次災害の防止等電力施設の整備等に努める。災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

ア 自治体との協調

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、平常時には地方の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるように努める。

また、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全を行う。事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めることとする。

(4) 水道施設の災害予防対策

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西播磨水道企業団

ア 上水道施設の防災性の強化

短期

中期

長期

毎年

西播磨水道企業団は、災害時における水道施設の被害軽減を図るために、次のように、水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備に努める。

【水道施設の被害軽減】

重要施設の安全性診断及び安全性強化	<p>西播磨水道企業団は、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に併せて計画的に整備を進める。</p> <p>特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。</p>
水道施設の保守点検	<p>西播磨水道企業団は、水道施設の維持管理に当たり、浄水、導水、送水、配水等施設の巡回点検を行う。</p>
断水対策	<p>西播磨水道企業団は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化による被害区域の限定化を図る。</p>
図面の整備	<p>西播磨水道企業団は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。</p>
系統間の相互連絡	<p>西播磨水道企業団は、導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。</p> <p>また、隣接都市間等においても協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。</p>
水道災害対策行動指針等の作成	<p>西播磨水道企業団は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努めることとする。</p>
災害時用の資機材の整備	<p>西播磨水道企業団は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。</p>
教育訓練及び平常時の広報	<p>西播磨水道企業団は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、市防災部局と連携して、平常時から次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。</p> <p>職員に対する教育及び訓練</p> <p>(ア) 教育防災体制・災害救助措置等に関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催</p> <p>(イ) 訓練動員・行動計画に基づく訓練</p> <p>市民に対する平常時の広報及び訓練</p> <p>(ア) 広報</p> <p>a 事前対策及び災害対策</p> <p>b 飲料水の確保</p> <p>c 給水方法の周知徹底</p> <p>d 水質についての注意</p> <p>e 広報の方法</p> <p>(イ) 訓練</p> <p>a 給水訓練等</p>

イ 広域的対策

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市及び西播磨水道企業団は、県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況等の災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

(5) 下水道施設の災害予防対策

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 施設管理委託業者

下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるため、施設の新設・増設・改築に併せて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、及び大雨で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・増設・改築に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図る。

第3章 的確な防災情報処理の実施

第1節 通信機器・施設の整備・運用

1 基本方針

既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入も検討する。特に、多くの市民が携帯電話を保有する現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を図る。

2 施策の体系

第1節 通信機器・施設の整備・運用

(1) 情報収集・伝達体制の強化

(2) 市民への情報提供方法の充実

3 現状と課題

○市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要となる。近年、様々な情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性を更に向上させていくことが必要である。

4 具体的な施策

(1) 情報収集・伝達体制の強化

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合

ア フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の運用

短期

中期

長期

毎年

市は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、県、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)の活用により、迅速かつ的確な災害対応に努める。

イ テレビ会議システムによる市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市、県民局等複数拠点とのテレビ会議・映像配信を行う。

ウ 災害時非常通信体制の充実強化

県、市、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実及び訓練等による実効性の確保に努めることとする。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に水害のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

(ア) 非常通信訓練の実施

県、市、防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。

(イ) 非常通信の普及、啓発

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。

エ 防災行政無線の活用

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

防災行政無線は、緊急災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速・確実に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等の有線が途絶した時にも使用可能であることから、特に、地震・津波・洪水・土砂災害等の対応時に効果的であり、防災行政無線の活用による情報発信を行う。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

オ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

津波情報や緊急地震速報等を市民に瞬時に知らせるための※全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、防災行政無線（同報系）と連携し、防災訓練を通して活用、普及・啓発を図る。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）：津波情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて情報を送信し、同報系防災行政無線を自動起動することにより、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

カ 事故災害に関する情報収集・伝達体制の整備

短期	中期	長期	毎年
----	-----------	----	----

(ア) 原子力事故情報

県立健康環境科学研究センターで実施している環境放射能水準調査により、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、災害時に必要な測定機器等の整備、維持管理に努める。

(イ) 海上事故情報

迅速に被害状況を把握するため、沿岸陸上部のパトロール体制と「フェニックス防災システム」を通じた情報収集体制を整備する。

(ウ) 大規模事故情報

「フェニックス防災システム」による情報提供を行い、災害拠点病院等との災害情報の共有化を図る。また、市は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報項目及び内容等をあらかじめ整理しておく。

キ 被災者支援システム活用

短期	中期	長期	毎年
----	-----------	----	----

全国避難者情報システムの活用を図り、他の県や市町村に避難している方に対して、市から見舞金等の各種給付の連絡、国民健康保険証の再発行など、重要情報の提供に努める。

(2) 市民への情報提供方法の充実

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

【関係機関】 兵庫県、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)

災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

ア 既存情報提供媒体の活用充実

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	-----------

市広報やホームページ等の内容及び利用方法について、平常時及び緊急時での活用方法を更に検討し、その充実を図る。

イ 要配慮者への情報提供方法の検討

短期	中期	長期	毎年
----	-----------	----	----

要配慮者に対しては、その障害の内容等に応じて、文字放送、手話や点字広報紙等により、効果

的な情報提供を検討する。

また、外国人への広報手段については、県等と連携して、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援等必要なニーズの把握に努めるとともに、日常生活上の問題への相談体制の充実を図る。

ウ 携帯電話メールの活用強化

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市による緊急情報メールの配信とともに、情報提供手段の多重化とメール登録者の増加を図るため、本市の情報周知に有効と考えられる携帯電話システム（緊急速報「エリアメール」等）の活用を図る。

エ 注意喚起看板等による啓発

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

津波・洪水浸水区域や沿岸部、土砂災害警戒区域等において、災害に関する注意喚起看板等により、その危険性について啓発を図る。

オ 災害用伝言ダイヤルの広報体制

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西日本電信電話㈱と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言ダイヤルの普及促進のための広報を実施する。

また、大規模災害発生時における、災害用伝言ダイヤル運用開始時の広報体制について、県及び西日本電信電話㈱、携帯電話会社等との間で協議調整を行う。

カ 「ひょうご防災ネット」の普及促進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図る。市は「ひょうご防災ネット」アプリの普及促進を図る。

キ 「相生市公式LINE」の普及促進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

気象情報やハザードマップ、避難所等の防災情報を配信している「相生市公式LINE」の普及促進を図る。

ク 「災害時ナビ」の普及促進

短期 中期 長期 毎年

「防災情報」、「災害時ノウハウ集」、「安否確認」など災害に役立つ機能が備わっているほか、多言語化として、英語・中国語・韓国語にも対応し、市内を訪れる観光客や外国人が避難所データ情報を収集することができる「災害時ナビ」の普及促進を図る。



- ・ スマートフォン専用（無料）アプリ「災害時ナビ」において、市民や市に訪れた観光客に市内の避難所等の情報を提供できる。
- ・ 同アプリを利用すると、衛星利用測位システム（GPS）を使い周辺の避難所を地図上に表示し、ルートを案内するほか、カメラ機能（AR機能）を使うと、実際の風景画面に避難所の方向を表示することができ避難所までのルート検索等が利用できる。

第2編 災害予防計画
第3章 的確な防災情報処理の実施
第1節 通信機器・施設の整備・運用

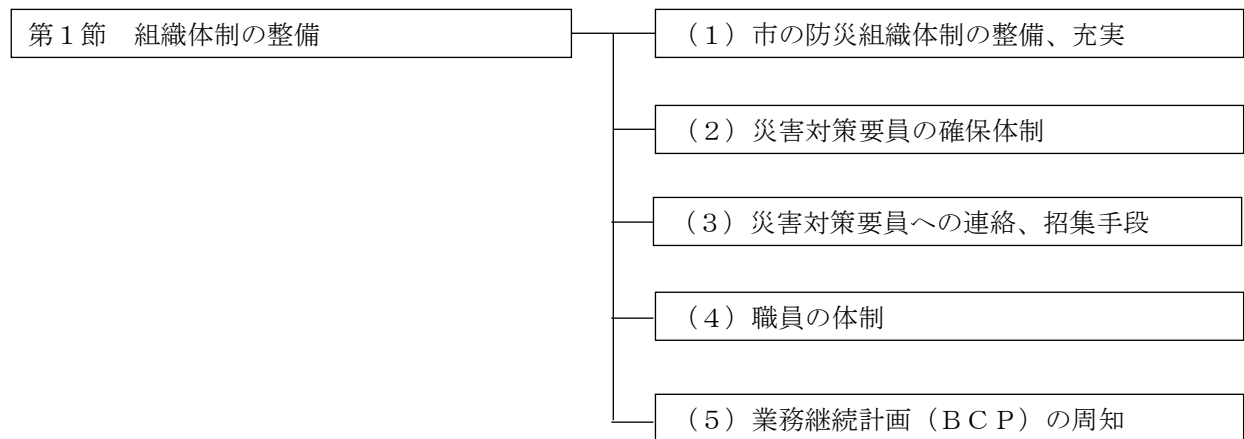
第4章 災害対応能力の向上

第1節 組織体制の整備

1 基本方針

各組織の役割や特性を踏まえるとともに、全国各地の災害対応なども参考にしながら、迅速な初動体制がとれる組織づくりを目指すこととする。また、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

2 施策の体系



3 現状と課題

- 災害時には、市民の生命・財産を守ることが市の使命であるが、全国各地の災害における各自治体の初動対応の遅れが問題になっていることから、災害発生時の即応できる危機管理体制を整備する必要がある。
- 市職員が被災した場合を考えると十分な人員確保及び初動体制の遅れが懸念されるが、予測可能な災害に関しては、十分な体制で望むことが必要である。
- 災害時における職員招集の連絡体制及び安否確認の強化を図る。
- 災害発生時に、利用できる資源に制約がある状況下においても適切な業務執行を行う必要があり、十分な体制で望むことが必要である。

4 具体的な施策

(1) 市の防災組織体制の整備、充実

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、市防災会議・市水防協議会において、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

また、市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者などの意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

【相生市防災会議】

ア 設置根拠

災害対策基本法第16条

イ 組織及び運営

災害対策基本法、相生市防災会議条例の定めるところによる。

ウ 所掌

(ア) 相生市地域防災計画を作成・修正し、その実施を推進すること。

(イ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に対する情報を収集すること。

(ウ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧・災害復興に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。

(エ) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

(オ) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

エ 実施担当機関

企画総務部危機管理課

【相生市水防協議会】

ア 設置根拠

水防法第33条第1項

イ 組織及び運営

相生市水防計画の定めるところによる。

ウ 所掌

市の地域にかかる河川、ため池又は海岸の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

エ 実施担当機関

企画総務部危機管理課

(

【市担当部】 全ての部

短期

中期

長期

毎年

夜間、休日における災害発生時の初動体制に万全を期し、災害対策要員の確保に努める。

(ア) 夜間、休日における災害の監視及び災害情報の収集は、危機管理課に警戒体制を敷き、初

動体制をとることとする。

(イ) あらかじめ定めている連絡手段で災害対策要員を招集することとする。

(3) 災害対策要員への連絡、招集手段

【市担当部】 全ての部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市職員は、予測可能な災害においては、常に連絡がとれる体制をとることとする。それ以外においても、電話・メール等で連絡をとる。

連絡をとる際には、職員の安否確認も同時に行うこととする。

招集は、安全に支障がないようにすること。

(ア) 初動連絡体制の確立を行う。

(イ) 初動連絡体制の周知徹底を行う。

(ウ) 非常参集（全職員）が迅速に行えるように、所属職員の住所録を常に更新、整備し、連絡体制の徹底と充実を図る。

(エ) 登庁できない職員の把握を行う。

(4) 職員の体制

【市担当部】 全ての部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

災害発生時における市職員の体制は、その都度確定するものとする。

職員に対しては、災害時の招集の意図を周知徹底する。

(5) 業務継続計画（BCP）の周知

【市担当部】 全ての部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

地方公共団体は、大規模災害（地震・津波・土砂災害等）の発生後において、地域住民の安全確保、被災者支援などの発災後に新たに発生する災害対応業務のほか、発災後も必要となる通常業務を実施していく責務を負っている。大きな自然災害や事故等の危機に遭遇しても重要な業務を中断させないことや、中断しても可能な限り短い期間で業務を再開することが求められている。そのため、行政における業務継続性を高めるために、業務継続計画（BCP）を策定することとなっており、各部において、相生市地域防災計画での各部の役割を把握し、また受援計画や各種関連マニュアル等との関係性を踏まえて、災害予防から災害対策、災害復旧、復興と業務継続計画（BCP）を策定し、職員に周知することで、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりをすることが重要である。

業務継続計画（BCP）については、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府）を参考にして、各部において見直しを随時行い更新すること。

第2節 研修・訓練の実施

1 基本方針

災害対策本部の設置運営体制の強化をはじめ、非常参集体制の強化や職員の災害対応能力の向上によって、災害時において即座に動ける指揮命令系統を確立できるよう、平常時から十分な準備及び訓練を行っておくものとする。また、発災直後の救出・救助活動、緊急医療活動、消火活動等を迅速に実施することができるよう、各種施設・装備の整備・充実を図るとともに、応急体制の強化を図る。

2 施策の体系

第2節 研修・訓練の実施

(1) 研修の実施

(2) 防災訓練の実施

3 現状と課題

- 災害発生時には、平常時とは大きく異なる活動環境の中で、人命にも関わる問題に、迅速かつ的確に対処しなければならない。しかも、様々な機関・組織の活動を、効果的・効率的に機能させるための調整や、市民等に対して必要な情報を適宜・的確に提供することが求められる。
- 平素から防災をはじめとした「危機」に対する意識を常に高め、事件・事故等の発生後に起こる様々な事態を想定するとともに、被害を最小限に止めるために日頃からどのような取組みを行うべきかなど、想像力、情報分析・判断力、コミュニケーション能力などを高めるための取組みが急務といえる。

4 具体的な施策

(1) 研修の実施

【市担当部】 全ての部

【関係機関】 兵庫県、消防団

短期

中期

長期

毎年

市は、災害対策要員に対して、県が災害対策員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識習得のため開催する「ひょうご防災リーダー講座」の研修を活用する等、研修により、災害対策要員の専門性の向上を図る。

また、学識経験者等を講師とした一般研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

さらに、県が開催する「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に、参加をするとともに、eラーニングも活用して、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、

情報ルートの徹底を図る。

加えて、教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

(2) 防災訓練の実施

【市担当部】 全ての部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県、警察、自衛隊、消防、消防団、

その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア等

市は、県等が開催する総合防災訓練へ参加するほか、独自の防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める等、防災対策の充実強化を図る。

また、総合防災訓練には、市民、自主防災組織、防災士等、幅広い関係組織等の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織等の協力を含めた防災体制の強化を図る。

さらに、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型インフルエンザ等の感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。

【総合防災訓練の概要】

市は、地震等の災害に備えて、防災関係機関及び市民等の協力の下に実施する。また、次のとおり各種の防災訓練を実施し、実践的な対応力をかん養するとともに、その結果を検討、評価して課題を明らかにすることにより、防災対策の充実強化を図る。

ア 参加機関等

兵庫県、警察、自衛隊、相生市、消防、消防団、その他防災関係機関、自主防災組織、各種団体、ボランティア等

イ 訓練想定

市内防災関係機関及び地元市民が一体となって、被害想定により予想される事態に即応した風水害・地震・火災等、防災関係機関と協議し決定する。

ウ 実施種目

災害対策本部設置、避難指示・誘導、初期消火、被害状況調査、災害広報、水防工法、防疫、緊急物資の輸送、救出・救助、救護所開設、ライフラインの復旧、多発火災訓練等

【個別防災訓練の概要】

市及び防災関係機関は、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

ア 水防訓練

市は、風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適性かつ効率的な水防活動を行うため、各種訓練を実施する。

(ア) 参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団

(イ) 訓練内容

水防工法訓練、救助・救急訓練

イ 消防訓練

(ア) 相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、病院及び各種協定に基づく関係機関

(イ) 火災現場活動訓練、救急・救護訓練、機器取扱訓練

ウ 土砂災害防災訓練

市は、土砂災害に際し、効率的な避難ができるように、地域市民とともに各種訓練を実施する。

(ア) 参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、地域市民

(イ) 訓練内容

避難訓練、土砂災害警戒情報の発表を含む情報伝達訓練

エ 避難訓練（福祉施設及び病院等）

市及び西はりま消防組合相生消防署指導の下、災害時の避難が円滑・迅速・確実に実行できるように、市内の福祉施設及び病院等で実施する。

オ 避難訓練（小・中学校）

相生市及び西はりま消防組合相生消防署指導の下、児童・生徒は、身体・生命の安全を期するために各種想定の下に避難訓練を実施する。

(ア) 実施機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署

(イ) 訓練内容等

- ・地震、火災等災害時に落ち着いて、すばやく行動できるように、また、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。
- ・集団で行動させることを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。
- ・避難訓練を通じて災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりを推進する。
- ・教職員、児童・生徒に対し、消火訓練や避難訓練方法を習得させる。

カ 災害ボランティア訓練

災害ボランティアの受け入れ訓練

災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

キ 要介護者サポートメンバーの避難訓練

要介護者の避難をサポートする要員を対象とした訓練や、被害を想定した演習等を実施するとともに、その救助支援体制を整備する。

ク 帰宅困難者への対応訓練

ケ 広域避難訓練

コ 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況（津波、鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象））を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

サ 職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の参集訓練を実施する。

【自主防災組織等の訓練の概要】

市は、自主防災組織や要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参画を得て、防災訓練の実施に努める。実施する訓練項目は以下を参考に実施する。

ア 参加機関

相生市、西はりま消防組合相生消防署、消防団、各地区自主防災組織

イ 訓練内容

情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・搬送訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練等

【その他の訓練等の概要】

ア 職員防災マニュアルの作成

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、また、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた職員防災マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、防災知識の周知徹底を図る。

イ 避難所管理運営(新型コロナウイルス感染症対応)マニュアル

第3節 広域防災体制の確立

1 基本方針

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から応援要請及び受入体制の確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努めることとする。

2 施策の体系

第3節 広域防災体制の確立

- (1) 地方自治体の応援体制の充実
- (2) 国・県・公的機関との連携の強化
- (3) 関係団体、業界等との連携強化
- (4) 専門家・専門機関等との連携の強化
- (5) 市町相互応援
- (6) 応援・受援体制の整備
- (7) 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

3 現状と課題

○大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援要請を行うことが必要となる。また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

4 具体的な施策

(1) 地方自治体の応援体制の充実

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合

西播磨地域での総合防災訓練の実施や連絡会等により、既に締結している相互応援協定の実効性を高めるとともに中播磨・西播磨広域防災対応計画に基づき、西播磨市町間等の連携強化を図る。

(2) 国・県・公的機関との連携の強化

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、自衛隊、西はりま消防組合

ア 国・県・公的機関との連携

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

国・県のみならず指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関等との間において、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じ災害時連絡体制の構築等に努め、連携を強化する。被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度」も活用する。

イ 自衛隊との連携

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、平常時における協議や防災訓練の実施等を通じて連携強化に努めるとともに、自衛隊及び県との間において、情報連絡体制及び災害派遣要請の手順等を取り決めておく。

(3) 関係団体、業界等との連携強化

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合、関係団体・業界

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

大量の人的、物的手段を確保し応急対策を迅速に推進するため、緊急人命救助活動のための障害物除去業務、生活物資の確保業務、交通規制や避難所の警備業務への従事等、可能な限り関係団体や業界等との協力体制の強化を図る。

(4) 専門家・専門機関等との連携の強化

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合、関係団体・業界

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県は、大規模事故・災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

市は、放射性物質流出事故や海上事故などの大規模事故災害が発生した場合、県及び国に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めておく。また、市は、県と協議し、現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてもあらかじめ定めておく。

(5) 市町相互応援

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合

ア 応援要請

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置等を実施するために必要があるときは、他の市町に対し職員の応援を求めるものとする。また、他の市町からの応援を求められた場合には、特別の理由がない限り所要の職員を派遣するものとする。

イ 応急応援

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市の区域に隣接する地域及びその周辺部に災害が発生し、また、発生するおそれがある場合において、その対策に緊急を要するときは、応援要請の有無に関わらず消防、水防救助等について応援するものとする。

ウ 中播磨・西播磨地域広域災害対応計画の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、県及び西播磨地域の各市町等と連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画に基づき、市の地域防災計画への反映を検討する。

計画の対象項目は、次のとおりとする。

- (ア) 相互連携
- (イ) 情報の収集・伝達体制の整備
- (ウ) 災害ボランティアの受入体制の整備
- (エ) 要配慮者の二次避難確保体制の整備
- (オ) 遺体の広域火葬体制の整備
- (カ) 災害廃棄物の広域処理体制の整備
- (キ) 行政・ライフラインの相互連携体制の整備
- (ク) オープンスペースの確保体制の整備
- (ケ) 交通・輸送体制の整備
- (コ) 備蓄体制の整備
- (サ) 入浴対策

(6) 応援・受援体制の整備

【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 兵庫県

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアル（資料編：相生市災害時受援計画）を事前に作成しておくこととする。また、県は、市における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型インフルエンザ等などの感染症対策に配慮することとする。

＜受援業務の例＞

- 他府県等応援要員受入
- 救命救助・消火部隊受入
- 重傷患者広域搬送、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班受入
- 救援物資受入
- 広域避難
- ボランティアの受入 等

(7) 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 兵庫県

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

(ア) 市は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に、円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、下記の協定等について災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を次のように定めるよう努めることとする。

- ・他の地方公共団体との応援協定の締結
- ・広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災市民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結
- ・指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示

(イ) 市、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。

(ウ) 市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。

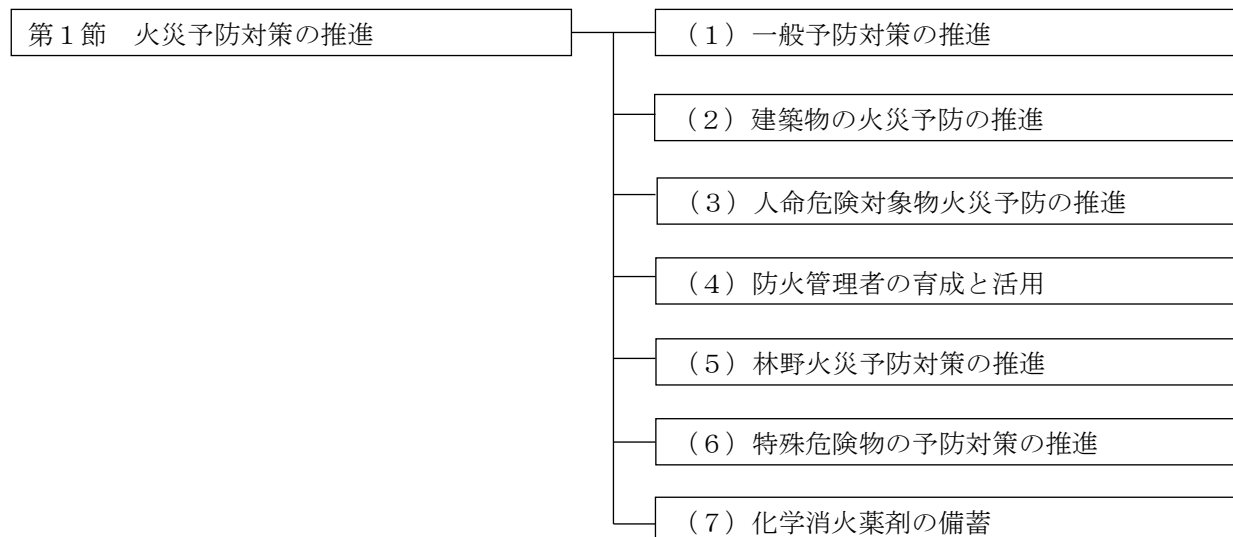
第5章 災害の予防と被害軽減対策

第1節 火災予防対策の推進

1 基本方針

平常時から火災に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や防火上の重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。さらに、建築物の耐火性の向上についてもあらゆる機会を通じ指導を強化する。

2 施策の体系



3 現状と課題

- 火災発生時の出火や延焼拡大を防止することは、被害を軽減する上で極めて重要となる。
- 大規模火災発生時には、同時多発する被災地で救助・消火活動が必要となるため、消防、消防団の活動だけに頼るのではなく、地域や事業所が適切な初期消火活動を行うことが必要となる。

4 具体的な施策

(1) 一般予防対策の推進

- 【実施主体】 事業所、自治会・自主防災組織等
 【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 予防査察の実施

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西はりま消防組合相生消防署は、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図る。

イ 火災予防に関する指導・啓発

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市及び西はりま消防組合相生消防署は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

ウ 防火管理者の防火対策

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

防火管理者は、当該防火対象物に関する消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的
 に実施するほか、消防用設備の機能維持、火気使用設備の安全管理を実施する。

エ 自治会・自主防災組織等の防火対策

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

自治会、自主防災組織等各種団体は、消火器具等の普及に努めるとともに、取扱いの訓練を実施
 する。

(2) 建築物の火災予防の推進

- 【実施主体】 事業所
 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西はりま消防組合相生消防署は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査
 することにより、建築物について、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 人命危険対象物火災予防の推進

【実施主体】 事業所

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 防火・防災への安全指導

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西はりま消防組合相生消防署は、法令で義務化された一定規模以上の多数の人が出入りする防火対象物に対して、防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火・防災基準点検済証の表示を指導し、安全確保体制を確立する。

イ 消防法令違反に対する是正指導の推進

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西はりま消防組合相生消防署は、不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正指導を行う等、人命危険対象物の一掃を図る。

(4) 防火管理者の育成と活用

【実施主体】 事業所

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者を指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

(5) 林野火災予防対策の推進

【市担当部】 建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、防災関係機関

市その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と市域の保全を図る。

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防の編成その他林野火災に対処する組織を確立す

る。また、消防施設・設備からの遠隔での発生の場合には、初期段階より、県消防防災ヘリコプター支援についての検討を考慮する。なお、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、出火防止に関する啓蒙宣伝の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

(6) 特殊危険物の予防対策の推進

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせる。

(7) 化学消火薬剤の備蓄

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

西はりま消防組合相生消防署は、化学消火薬剤の備蓄に努める。

第2節 消防施設・設備、消防体制の強化

1 基本方針

消防機関は、平常時より、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び消防水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備える。また、資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備、耐震性防火水槽の整備など、消防力の強化に努める。

2 施策の体系

第2節 消防施設・設備、消防体制の強化

(1) 災害時における総合的な警防計画の策定

(2) 整備計画の推進

(3) 消防団の強化

3 現状と課題

○地震発生後は、水道の断滅水により消火栓が使用できなくなる可能性も高いことから、その他の多様な消防水利を確保しておくことが必要となる。

○消防力の現況は、次のとおりである。（令和5年10月1日）

ア 西はりま消防組合相生消防署員

区分	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
現有人員	1	3	7	7	2	5	9	34

イ 消防署の装備

区分	指揮車	水槽付消防ポンプ車	消防ポンプ車	救急車	その他
台数	1	1	1	2	2

ウ 消防団

区分	団長	副団長	15 箇分団	合計
定数	1	5	444	450

エ 消防団の装備

区分	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	その他
台数	12	4	2	1

オ 水利施設

区分	消火栓	防火水槽
箇所数	736	87

4 具体的な施策

(1) 災害時における総合的な警防計画の策定

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市及び西はりま消防組合相生消防署は、災害時の火災等に対応する総合的な警防計画を策定する。

(2) 整備計画の推進

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市及び西はりま消防組合相生消防署は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、防災関連計画等に基づき、計画的な整備を進める。

特に、水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないように、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

(3) 消防団の強化

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市は、地域における消防団活動を充実するため、地域の実情に応じて次の取組みを実施するとともに、自主防災組織との連携強化を図る。

また、災害時に消防団が常備の消防隊と一体となって消防活動を実施し、初期消火、避難誘導等の防災活動を効果的に行うことができるよう、平常時からの連携強化と技能向上を図るための教育訓練を実施する。

【消防団活動充実に向けた取組み】

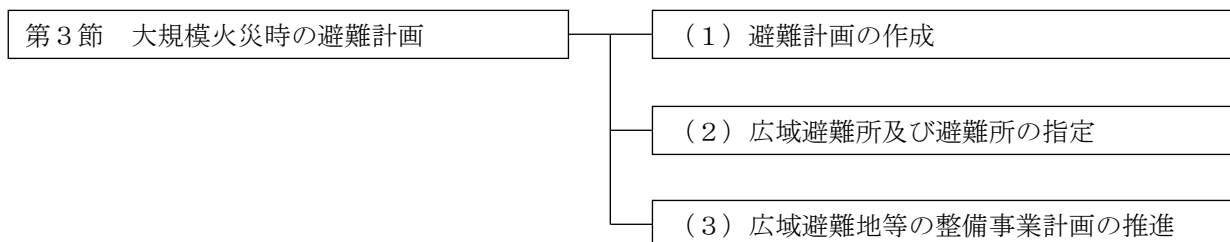
- (ア) 消防施設・設備の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- (イ) 団員の処遇改善、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層・女性層等の入団促進を図る。
- (ウ) 消防団員の活動環境整備について、積極的に取り組む。

第3節 大規模火災時の避難計画

1 基本方針

防火地域等の指定、避難施設・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、オープンスペースの確保等、防災計画で定められた各種対策を推進する。

2 施策の体系



3 現状と課題

○大規模火災時には広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、防災基幹施設及びライフライン施設の被災による影響は極めて大きいため、大規模火災に強い避難所等の整備を推進することが必要である。

4 具体的な施策

(1) 避難計画の作成

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、市域において建築物の不燃化・緑地帯の整備等によって火災に対する危険度の低下を図るほか、以下の事項を考慮し、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を行う。

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建べい率	備考
1	70%以上	—	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上 30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上 40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

*火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250mメッシュ毎に予測した結果

*市街化区域内又は用途地域内

【避難計画において考慮すべき事項】

- ア 避難を要する人員の算定
避難区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定する。
- イ 広域避難地の選定条件
- (ア) 火災に対する安全性
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難地内で人体の安全を確保するための空地を有することを目標とし、さらに周囲建物の不燃化及び消防水利等消火設備の設置に努めることとする。
- (イ) 公共性
いつでも容易に避難地として活用できること及び付近住民によく認知されていることが必要であるため、公共施設を中心に選定する。
- (ウ) 収容人員の算定
避難地の収容可能な人員の算定は、4㎡につき1名とする。
- (エ) 生活必需品等の供給
市は、食糧・給水・医療等最低限の生活必需品の供給方法をあらかじめ定めておく。
- ウ 避難圏域の設定
避難地域については、どの地域の市民が、どの避難地に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定する。
避難圏域の設定に当たっては、避難距離を短縮するため避難地から半径2km程度の範囲を目安とし、河川・道路等を隣接する避難圏域との境とするよう配慮する。
なお、地域防災拠点のうち、避難者を収容可能な規模のものについては、広域避難地を兼ねることができることとする。
- エ 避難路の選定と避難誘導
避難区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口集中区域であるため、あらかじめ道路等を避難路として指定し、道路沿いにおいて建物の不燃化を図る等避難誘導の整備について検討する。

(2) 広域避難所及び避難所の指定

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」及び第9節「避難計画（地震災害）」を参照

(3) 広域避難地等の整備事業計画の推進

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

第2編「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第2節「都市の防災構造の強化」を参照

第4節 津波災害対策の推進

1 基本方針

津波の発生による被害を防止・軽減するための対策として、津波予報や避難指示（緊急）等の伝達体制の整備、避難対策の整備、市民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。

2 施策の体系

第4節 津波災害対策の推進

(1) 津波予報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備

(2) 津波監視体制等の確立

(3) 避難体制の整備

(4) 市民への啓発活動等の実施

(5) 津波対応マニュアル等の活用

(6) 南海トラフでの津波対策の推進

3 現状と課題

○南海トラフ地震発生の際、市域では震度5強～震度6弱程度の揺れとともに、満潮時に海拔2.8mの津波が想定されている。このため、津波の発生時における迅速かつ確実な情報伝達体制を整備するとともに、想定を超える規模の津波が到来した場合のことも考慮し避難体制等の確立を行う必要がある。

4 具体的な施策

(1) 津波予報、避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

ア 通報・通信手段の確保

短期

中期

長期

毎年

市は、広域かつ確実に津波予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化する等、信頼性の確保を図る。

(ア) 市は、市民等に海浜に出かけるときは、携帯電話・ラジオ等を携帯し、津波警報、避難指示の情報を取得・聴取するよう指導することとする。

- (イ) 市は、市民等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線（同報系無線）等多様な手段を活用することにより、沿岸部への情報伝達の範囲の拡大に努めることとする。
- (ウ) 県、市及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集・伝達を行うため、防災相互通信用無線の整備を引き続き継続することとする。
- また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。
- (エ) 県及び市は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り、津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。

イ 伝達協力体制の確保

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、多数の人手が予想される港湾、船だまり、ヨットハーバー、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、それらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より啓発活動を行うよう努めるものとする。

(2) 津波監視体制等の確立

【市担当部】 企画総務部
 【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

気象庁（大阪管区气象台）は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、津波予報が間に合わない場合も考えられる。沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、海面監視等の情報を市民に対して通報・伝達するための手段の確保に万全を期することとする。

(3) 避難体制の整備

【市担当部】 企画総務部

市は、市民に対し、平常時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

ア 一般市民の避難行動

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

- (ア) 市は、市民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所等を周知することとする。
- (イ) 市は、自主防災組織や管轄の警察署との協力の下に、避難者の掌握、要配慮者の把握・避難誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

イ 観光地等利用者の避難誘導

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

- (ア) 市は、観光客等の地理に不案内な者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議と調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。
- (イ) 市は、観光地等の外来者の多い場所周辺や宿泊施設等に避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に関する特徴を事前に周知することとする。

ウ 避難場所の指定

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設のほか、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な措置となるよう努めることとする。

エ 津波一時避難場所の確保

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

津波接近時に、要配慮者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった市民のセーフティネットとして、迅速かつ円滑に避難するため、「一時退避所」、「避難所」等を指定する。

指定された建物には、案内板等を設置し、市民等に周知する。

津波により被災した方が、宿泊、給食等の生活機能を維持するための建物を避難所に指定

(4) 市民への啓発活動等の実施

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から市民に対する啓発活動を実施する

こととする。

ア 津波に対する防災意識の高揚

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、市は県が実施した津波シミュレーションを基に、避難場所等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

イ 日頃の備えの充実

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、津波危険地域における避難場所等の市民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し啓発に努めることとする。

ウ 津波防災訓練の実施

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、関係機関や市民の参加の下、実践的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、市民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。その際、要配慮者に十分配慮した訓練を実施することとする。

(5) 津波対応マニュアル等の活用

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、津波災害に的確・迅速に対応するため、県が作成した「市町津波避難計画策定の手引き」に基づいた「相生市津波対応マニュアル」等の周知を図るとともに、相生市地域防災計画の修正を行うこととする。

(6) 南海トラフでの津波対策の推進

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

(→第6編「津波災害対策計画(南海トラフ地震防災対策推進計画)」を参照)

第5節 地震・津波等観測施設

1 基本方針

災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図り、市民に防災気象情報を適時・適切に提供できるよう、地震・津波等観測施設を有する防災関係省庁、県等の防災機関等の連携に努める。

2 施策の体系

第5節 地震・津波等観測施設

(1) 気象庁の行う観測

(2) JR西日本の行う観測

(3) 潮位の観測施設

3 現状と課題

○近年の災害の状況からも、情報発信力向上の必要性、津波予測精度の向上等、地震・津波への対応の重要性が指摘されており、市は、地震・津波等観測施設を有する防災関係省庁、県等の防災機関等との連携に更に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 気象庁の行う観測

気象庁の行う観測は、主として地震発生時の震源、規模の決定、各地の震度、津波発生の有無、津波の規模の判定、来襲地域の予想及びマグニチュード3以上の地震に関する調査研究が行われており、報道機関にも情報が提供されている。近畿・中国・四国地方に震源をもつ地震については大阪管区気象台においてその震源等諸要素が決定され、津波発生の有無の判定がなされる。

この地震災害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるように努めることとする。

相生市においては、市役所敷地内に計測震度計が設置され、大阪管区気象台に地震情報が伝送されるとともに、総務課及び相生消防署に設置した表示盤に震度等が即座に表示されるシステムとなっている。

(2) JR西日本の行う観測

JR西日本の行う観測は、地震発生時の列車運行を規制することを目的としており、JR相生駅に遠隔地震警報器が設置されている。

(3) 潮位の観測施設

津波の高さは目視や建物に残された痕跡調査等によっても観測されるが、観測施設による場合は検潮装置による潮位の観測によって測定される。西播磨地域における観測施設としては、兵庫県により姫路、室津、家島、相生に検潮装置が設置されている。

第6節 海上災害の予防対策

1 基本方針

海上において人命救助、消火活動、流出した油又は有害液体物質（以下「油等」という。）への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。海の事件、事故などの情報収集体制の強化を図る。

2 施策の体系

第6節 海上災害の予防対策

(1) 国の機関（姫路海上保安部）の予防活動

(2) 県の予防活動

(3) 市の予防活動

3 現状と課題

○日頃から、国、県、海上保安部等との情報交換を密にして、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 国の機関（姫路海上保安部）の予防活動

【市担当部】 企画総務部、市民生活部

【関係機関】 姫路海上保安部

短期

中期

長期

毎年

姫路海上保安部は、油流出事故等による大規模海上災害の発生を未然に防止するため、電力会社、石油会社、関係官庁等で構成されている「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」関係者等に対し、次の措置等を講じて海上防災思想の普及及び海上安全防災対策に関する指導等を推進する。

- (ア) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上安全防災対策に関する指導を行う。
- (イ) 危険物受入施設関係者に対しては、船舶の荷役管理体制の充実・強化を指導する。
- (ウ) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等に関する指導を行う。

- (エ) 防災関係機関等相互の連携、協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施する。

(2) 県の予防活動

【市担当部】 企画総務部、市民生活部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県

市は、油等が大量流出した場合、県が行う防除作業を支援することとし、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、緊急時の調達方法についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 兵庫県漁業協同組合連合会等と油等が流出した場合の対応策をあらかじめ協議しておく。
- (イ) 油等回収手順マニュアルを作成するとともに、防除方法等に関する専門家のネットワークづくりに努める。
- (ウ) 姫路港管理事務所は、防除資機材及び保管倉庫の整備に努める。
- (エ) 国の機関の情報等を的確に沿岸の関係市町に伝わるよう、連絡体制の整備に努める。

(3) 市の予防活動

【市担当部】 企画総務部、市民生活部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じた体制整備に努める。

- (ア) 油防除資機材の保有、管理
- (イ) 化学消火薬剤等消火機材の整備
- (ウ) 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- (エ) 市町間の応援体制の整備

第7節 防災資機材の整備

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ、防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

2 施策の体系

第7節 防災資機材の整備

(1) 市民用防災資器材の整備

(2) 拠点用資機材の整備

(3) 水防資器材の整備

3 現状と課題

○災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救出、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図るとともに、定期的な点検に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 市民用防災資器材の整備

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 自主防災組織

短期

中期

長期

毎年

市は、自主防災組織の消火、救出、避難活動及び水防協力活動に要する資器材の充実が図れるよう支援する。

各自主防災組織は、資器材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

ア 市民が使用する資器材

短期

中期

長期

毎年

市は、ひょうご安全の日推進事業の制度を活用し、市民が災害時等に使用する資機材を配置する。

イ 救助要員用資機材

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、緊急時の救助に使用する資機材の整備を図る。

	救助道具名	数量	仕様等
1	バール	1	バラシバール横型 90 cm
2	スコップ	1	丸型
3	ハンマー	1	両口 4.5 kg、グラスファイバー柄 90 cm
4	ツルハシ	1	両ヅル、グラスファイバー柄 90 cm
5	ジャッキ	1	3ト、油圧式
6	ノコギリ	1	なたのこ 33 cm
7	ロープ	1	クレモナ 20m
8	防護用品セット	1	ゴーグル、防じんマスク、皮手袋
9	工具類セット	1	ペンチ、ハンマー 39 cm、万能ハサミ
10	オノ	1	グラスファイバー柄 70 cm
11	ボルトクリッパー	1	60 cm
12	バケツ	1	20リットル
	収納ボックス		材質 鉄ボンデタイプ鋼板 メラミン樹脂焼付 高さ 120 cm 幅 50 cm 奥行 30 cm 総重量 48 kg

(2) 拠点用資機材の整備

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、防災拠点の運用に必要な資機材の把握に努め、計画的な備蓄を実施する。

(3) 水防資機材の整備

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

水防管理者（市）は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備する。内容については、相生市水防計画に定めるところによるが、その主なものは次に掲げるとおりである。

【水防資機材の整備計画】

ア 水防倉庫

(ア) 相生・若狭野・矢野にそれぞれ1箇所ずつ設置する。

地域防災の備えとして、水防資機材を保管・備蓄する

倉庫名	所在地
相生倉庫	旭一丁目1番3号(市役所敷地内)
若狭野倉庫	若狭野町寺田字西河原329-3番地先
矢野倉庫	矢野町二木字京明12番地先

(イ) 器具及び資材

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「水防計画」を参照。

イ 量水標

(ア) 水防管理者(市)は、区域内の適当な箇所に量水標を設置することとする。

(イ) 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれがないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

(ウ) 量水標の幅は20cm、目盛りは2cm刻み、白黒の交互10cm毎の数字を黒書きとし、1m毎の数字を赤書きとする。通報水位、警戒水位は、横に赤線で画し、夜行塗料を塗布する。

ウ 雨量計、風速計、検潮器

(ア) 水防管理者(市)は、区域内の適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じて風速計、検潮器を設ける。

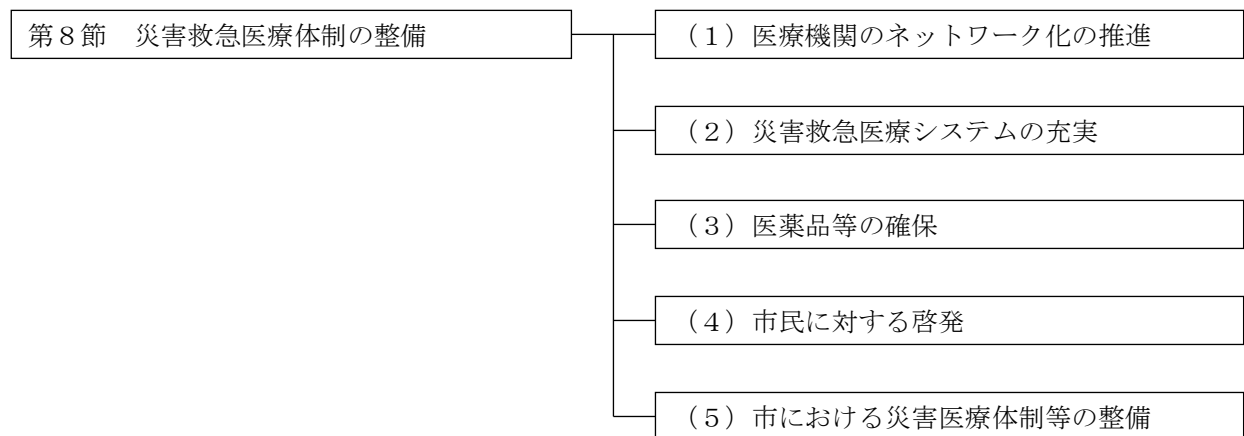
(イ) 水防管理者(市)は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設置する。

第8節 災害救急医療体制の整備

1 基本方針

災害時の応急医療体制確保のため、医療機関の状況把握や初期医療活動を迅速、的確に立ち上げることが重要であり、応急医療活動を総合的かつ効果的に行うために、医療関係団体との連携を図るとともに、医薬品や医療資器材の備蓄、調達及び救急搬送体制の整備を図る。さらに、普段から広域的な医療体制の確立を推進する。

2 施策の体系



3 現状と課題

- 災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。
- 災害による人身被害の軽減を図るためには、建築物や市街地の防災性を向上させるとともに迅速な救急・救護活動を支える体制の整備、医療機関との連携等を構築することが重要である。
- 道路が狭小なことから緊急用車両の通行に支障がある場所もあり、火災や救急対応に課題がある。

4 具体的な施策

(1) 医療機関のネットワーク化の推進

【市担当部】 健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署、医師会・医療関係機関

県は、地域の医療機関の状況を把握するとともに、災害発生時の支援体制を確立するために医療機関のネットワーク化を推進する。

(2) 災害救急医療システムの充実

【市担当部】 健康福祉部、救護部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、兵庫県

市は、災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに拠点医療機関から災害拠点病院への患者転送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

また、兵庫県が災害等による心的外傷後ストレス障害その他様々なストレスに備え、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の運営を行っているため、活用方法等も考慮し検討する。

(3) 医薬品等の確保

【市担当部】 健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

市は、各医療機関に医薬品等の備蓄を奨励する。また、市は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に、特に留意する。

(4) 市民に対する啓発

【市担当部】 健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

市は、研修会や防災訓練等を通じて、市民に対する災害医療の普及啓発を行うとともに、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の周知も行う。

(5) 市における災害医療体制等の整備

【市担当部】 健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合、医師会・医療関係機関

市は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。

西はりま消防組合は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第9節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

災害時の緊急輸送の円滑な実施を図るため、輸送路を整備し、運送事業者等との間で災害時の協力体制の構築に努める。

また、防災アセスメントの結果等から本市の地域特性に鑑み、陸上のみならず空輸のための臨時ヘリポートの確保・整備に努めていく。

2 施策の体系

第9節 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路ネットワークの設定

(2) 緊急交通路予定路線の事前指定

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

3 現状と課題

- 災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備しておく必要がある。
- 広域的には、県道等の緊急輸送道路の整備が完了しているが、市域内の輸送について、主だった市道の安全性を確認する必要がある。
- 緊急輸送道路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送道路とのアクセス道路を市の緊急輸送道路として選定し対策に努める必要がある。

4 具体的な施策

(1) 緊急輸送道路ネットワークの設定

【市担当部】 建設農林部

短期

中期

長期

毎年

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク

市は、救援物資等が広域防災拠点等から地域防災拠点等に輸送され、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、市内のいずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、通行確保に努めることとする。

また、日頃から整備、点検に努め、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努める。

(2) 緊急交通路予定路線の事前指定

【市担当部】 建設農林部
【関係機関】 県警察本部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指定するとともに、その周知を図る。

また、道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

【市担当部】 企画総務部
【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地についての活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

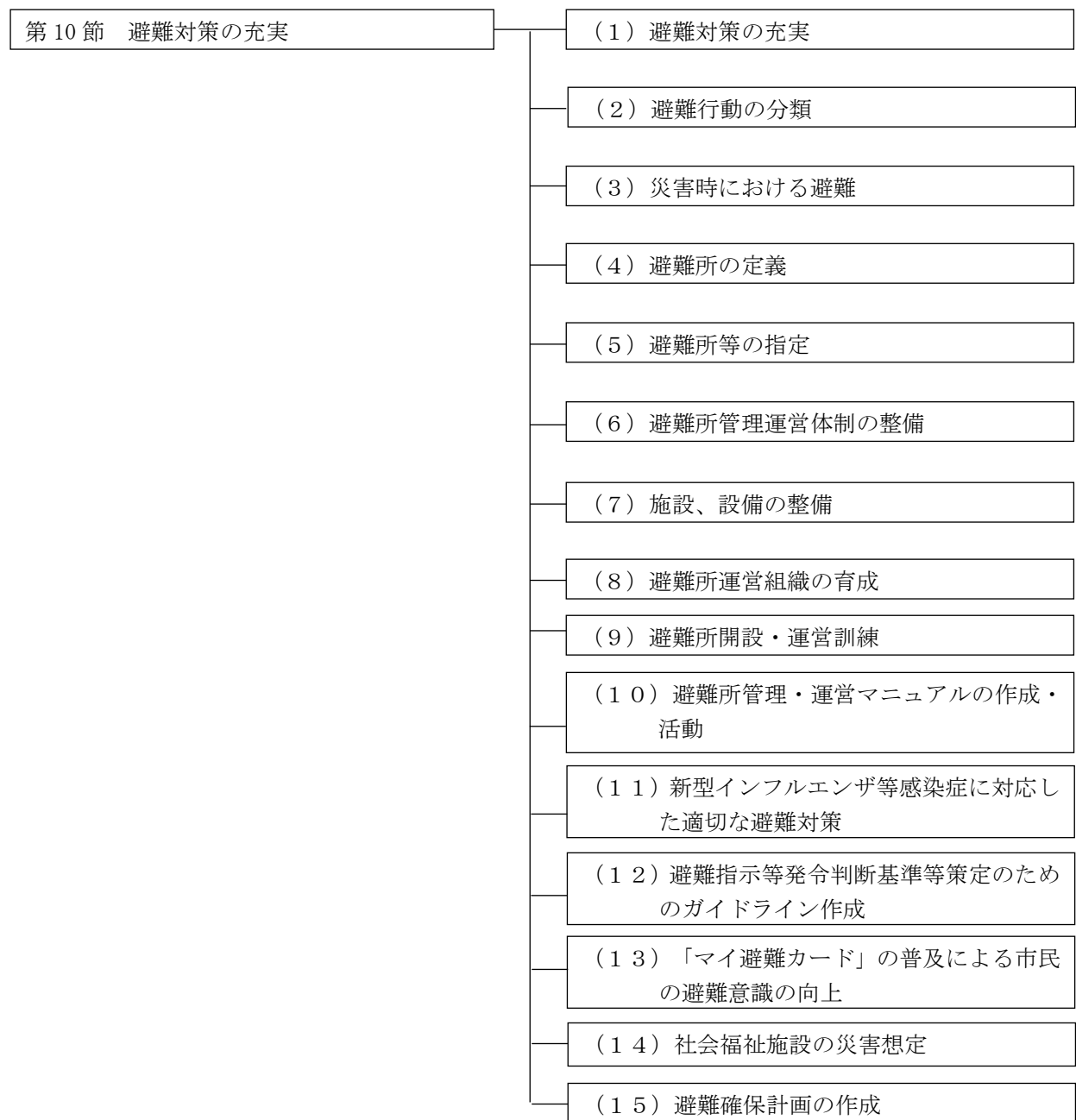
ヘリコプター臨時離着陸場適地については、第2編「災害予防計画」第5章「災害の予防と被害軽減対策」第18節「ヘリポート対策の実施」を参照

第10節 避難対策の充実

1 基本方針

避難場所の指定・整備を進め、これら避難場所等の周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた地域の避難体制の整備に努める。また、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

2 施策の体系



3 現状と課題

- 災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適正な避難地・避難所を確保しておくとともに、地域や事業所ごとに避難誘導體制や避難経路等をあらかじめ定めておくことが重要である。
- 近年の事例では、避難情報が伝わっていなかったり、避難情報を受け取っても避難をしなかったりするケースが報告されており、日頃から避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されている。マイ避難カードを作成することにより、避難のタイミングを事前に決めておき、それに従って行動することを周知する。
- 相生市では、災害時に備えて、行政職員や実際に避難所の運営に携わることが予想される人々を主な対象として、「だれが、いつ、なにを、どうする」ことが望まれているかについて簡潔に示すことを目的とし、相生市避難所運営マニュアルを作成している。感染症流行時においては、避難してくる人はもちろんのこと、運営に携わる者に対しても、感染症対策の徹底が求められるため、その時の状況に応じた運営マニュアルの活用が必要になる。

4 具体的な施策

(1) 避難対策の充実

市は、避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するようにする。

(2) 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について表のとおり整理する。

避難行動の整理表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平常時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全とは限らない自宅・施設等 近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> 上階へ移動 上層階に留まる 崖から離れた部屋に移動 近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等 	<ul style="list-style-type: none"> 急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所(小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台等津波一時退避所)</li> <li>安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路が安全かを確認</li> <li>自主避難先が安全かを確認</li> <li>避難先への持参品を確認</li> <li>地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な上階へ移動</li> <li>※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動(垂直避難)することも含む</li> <li>安全な上層階に留まる 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障^{※2}を許容できるかを確認</li> <li>市・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結</li> <li>孤立に備え備蓄等を準備 等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

### (3) 災害時における避難

第3編 「災害応急対策計画」 第3章 「円滑な災害応急活動の展開」 第8節 「避難計画（一般災害）」より抜粋

避難のための指示は、原則としてあらかじめ相生警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後、概ね次の基準により行うものとする。市は、要援護者への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

#### ア 警戒レベル3、高齢者等避難

- (ア) 気象状況、地形その他過去の災害の発生例等を勘案して災害発生のおそれがあり、今後の状況によっては避難の指示を行うことが予想される場合で、危険予想地区の市民に対して避難の準備をさせるために行う。
- (イ) 伝達すべき内容は、指示者、避難すべき理由、危険地域、携帯品その他の注意とする。
- (ウ) 伝達の方法は、防災行政無線、携帯電話（ひょうご防災ネット、相生市公式LINE、緊急速報メール・エリアメール機能を含む。）とし、状況に応じてアラート（災害情報共有システム）、有線放送、ラジオ、テレビ等を利用し、あらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。
- (エ) 要配慮者は、立退き避難する。
- (オ) 要配慮者以外の者は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する（高齢者等避難の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める。）。
- (カ) 特に他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立退き避難する。
- (キ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (ク) 市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

#### イ 警戒レベル4、避難指示

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し発令することとする。
- (イ) 伝達すべき内容は、地域名、避難経路及び避難先、避難時の服装及び携行品、避難行動における注意事項等とする。
- (ウ) 伝達方法は高齢者等避難に準じて行うが、必要に応じて個別に伝達する。
- (エ) 土砂災害や水位周知河川・内水による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市は指定緊急避難場所の開設を完了していない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民はそのような場合があり得ることに留意する。
- (オ) 洪水については規模・破堤地点別に、高潮については予想最高潮位別に、避難指示の発



令対象地域をあらかじめ検討しておく。

- (カ) 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な退避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。
- (キ) 市は、避難指示の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図る。
- (ク) 市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断することとする。
- (ケ) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

#### ウ 警戒レベル5、緊急安全確保

- (ア) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に発令を行う。
- (イ) 伝達すべき内容は、避難指示に準じて行う。
- (ウ) 伝達方法は、避難指示に準じて行うものとし、状況に応じて防災行政無線によるサイレン警鐘を併せて行い、伝達の確実を期するものとする。

また、警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

## (4) 避難所の定義

- (ア) 避難所の目的  
被災者に安全と安心の場を提供すること。
- (イ) 避難所の機能  
安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。
- (ウ) 対象とする避難者  
災害によって現に被害を受けた者及び被害を受けるおそれがある者。

## (5) 避難所等の指定

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

市は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」の指定を行う。  
また、広域避難及び広域一時滞在への配慮も行う。

市は、「指定緊急避難場所」「指定避難所」を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努める。

### (ア) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設とし、災害種別ごとに指定することとする。ただし、危険が及ばない場所又は異常現象に対して安全な構造である場合は、指定避難所と重複できるものとする。

### (イ) 指定避難所

被災者が指定緊急避難場所から避難生活をおくるための避難所

### 【避難所の指定方法】

① 市が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

- 第1順位 公立小、中学校
- 第2順位 その他公立学校
- 第3順位 市立公民館
- 第4順位 その他の公共施設
- 第5順位 民間の施設

なお、市は、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識・案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、災害毎に使用可・不可な避難所の場所について、市民に周知徹底を図る。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。

そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と市（防災担当部局）は十分協議し、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認する等、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。

② 市は、市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設の収容者数は概ね数百人程度までとする。収容人数については、市民に周知徹底を図る。また、災害時には指定避難所の開設状況や混雑状況等を知らせることを想定し、市ホームページやアプリ等の多様な手段の整備に努めるものとする。

③ 市は、あらかじめ高齢者・障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの生活において特別な配慮を必要とする要配慮者を把握し、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制を整備するよう努める。

④ 市は、福祉避難所について、受入れを想定している避難者が適切に避難できるよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定する。

⑤ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別

避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- ⑥ 市は、指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑦ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。
- ⑧ 市は、住民票の有無に関わらず、避難してきたものを適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情に勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ⑨ 市は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と赤穂健康福祉事務所が連携することとする。また、市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を行う。
- ⑩ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努めることとする。

(ウ) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用に供することについて定めることとし、市外からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決めておく。また、市外へ避難できるよう近隣市町に指定緊急避難場所を設けることとする。

その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについてあらかじめ同意を得るものとする。また、広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めておくよう努める。

**(6) 避難所管理運営体制の整備**

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

また、避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

**(7) 施設、設備の整備**

【市担当部】 全ての関係部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

避難所となる施設（第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第8節「避難計画（一般災害）」に掲載）は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、計画的な整備を推進する。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難所の生活や管理運営が確保できる設備（避難

者スペース、仮設トイレ、非常用電源、ライフラインの確保、空調、要配慮者に配慮した設備、情報収集機器等）や備蓄物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、感染症対策物資、要配慮者・子供・女性に配慮した日用品等）の計画的な整備の推進を図る。

## （8）避難所運営組織の育成

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 災害ボランティア団体

市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図る等運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の自己申告に基づいて把握しておく。

市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

## （9）避難所開設・運営訓練

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施する。また、感染症流行時に感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

## （10）避難所管理・運営マニュアルの作成・活動

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため平成25年に県が作成した「避難所管理運営指針」等に基づき、地域の実情に応じ作成したマニュアルを、自主防災組織をはじめとする市民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、積極的に実施する。

## （11）新型インフルエンザ等感染症に対応した適切な避難対策

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

（ア）市が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの

作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難所の確保・周知により、避難対策を推進することとする。新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行はしたが、大規模自然災害が発生した場合は、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、感染防止対策として高齢者や基礎疾患のある方々への配慮など、感染拡大の防止に十分留意すること。

また、避難場所管理・運営マニュアルに新型インフルエンザ等感染症への対応を適宜反映する。

相生市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和5年3月改訂）の主な内容

① フェーズ0 事前準備

- ・感染対策を考慮した収容人員の確認
- ・十分な避難所数の確保
- ・発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者を分離する別室の専用スペースの確保
- ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
- ・市民への事前周知

② フェーズ1 避難

- ・適切な避難先の提示
- ・避難情報発令時の留意事項

③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営

- ・避難所の開設
- ・避難所の受入れ
- ・避難所運営
- ・指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理
- ・避難行動要支援者への感染防止対策の徹底

④ フェーズ3 避難所解消

- (イ) 赤穂健康福祉事務所は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市は赤穂健康福祉事務所と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

## (12) 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

市は、適時適切な避難情報の発令や市民への伝達に資するためのマニュアルを令和4年度以降に作成する。県が作成した手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを参考にする。

市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく

こととする。

### (13) 「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

### (14) 社会福祉施設の災害想定

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

各災害の被害想定区域内にある社会福祉施設に対して、災害時には特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるため、施設の名称・所在地を把握するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

被害想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設の所有者又は管理者は、災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、社会福祉施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

### (15) 避難確保計画の作成

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 各施設管理者、関係機関

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたことを受け、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、市が指定した要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

避難確保計画作成義務のある要配慮者利用施設の名称及び所在地は、「要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト」のとおりである。

#### ア 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画である。

- ①防災体制
- ②避難誘導
- ③施設の整備
- ④防災教育及び訓練の実施
- ⑤自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ⑥その他、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

避難確保計画は、施設管理者等が作成するものとし、市は作成にあたって、必要に応じて助言等を行うこととする。

また、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、計画の必要性について説明を行い、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行うこととする。指示に従わなかった場合は、その旨を公表することとする。

#### イ 避難訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要がある。避難訓練の内容は各施設の状況に合わせて考えて行うこととする。

実施は、原則年1回以上実施することとし、令和3年5月に公示された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」により、避難訓練を実施した時の報告が義務付けられている。

市は、避難訓練結果の報告に対して、必要に応じて助言又は勧告を行うこととする。

##### 【避難訓練の例】

- ・ 図上訓練
- ・ 避難経路確認訓練
- ・ 施設職員による避難確保計画の読み合わせ訓練
- ・ 備蓄物資の確認訓練 など

第2編 災害予防計画  
 第5章 災害の予防と被害軽減対策  
 第10節 避難対策の充実

要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト（令和6年3月31日現在）

区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮	
医療施設	1	半田中央病院	旭三丁目2番18号	○	○	○	
	2	I H I 播磨病院	旭三丁目5番15号	○	○	○	
	3	相生市民病院	栄町5番12号	○	—	○	
社会福祉施設	4	さくらホームおおの家	大谷町1番20号	○	○	—	
	5	天馬の家	旭一丁目5番10号	○	—	○	
	6	特定介護施設 天馬の郷	旭一丁目11番11号	○	○	○	
	7	デイサービス おひさま	旭三丁目11番2号	○	—	○	
	8	グループホーム天馬	旭三丁目2番18号	○	○	○	
	9	愛の家デイサービスセンター	佐方二丁目4番25号	○	—	○	
	10	グループホームたんぼぼ 那波の家	那波大浜町24番21号	○	—	○	
	11	小規模多機能型介護事業所 たんぼぼ	那波大浜町24番21号	○	—	○	
	12	特別養護老人ホーム椿の園	矢野町真広397番地1	○	○	—	
	13	養護老人ホーム愛老園	矢野町真広409番地	○	○	—	
	14	地域活動支援センターワーキング 相生	旭一丁目5番15号	○	—	○	
	15	就労継続支援施設A型事業所 あすなる	旭三丁目11番4号 ウィング相生壺号館1階	○	—	○	
	16	相談支援事業所みどり	旭四丁目10番22号 オカダビル2階	○	—	○	
	17	元気アップみのり作業所	大島町3番4号	○	—	○	
	18	グループホームすまいる	那波大浜町18番24号	○	—	○	
	19	相生市立障害者支援施設 野の草園	那波野一丁目6番15号	○	—	—	
	保育施設	20	保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	○	—	○
		21	八幡保育所	那波本町17番30号	—	○	—
		22	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	○	—	—
幼稚園	23	相生幼稚園(休園中)	川原町31番2号	—	○	—	
	24	中央幼稚園	旭五丁目16番68号	—	○	—	
	25	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	○	—	—	
	26	矢野川幼稚園	若狭野町八洞字梶 212番地	○	—	—	



区分	No	施設名	所在地	洪水	土砂災害	高潮
学校	27	相生小学校	川原町 31 番 1 号	—	○	—
	28	那波小学校	那波本町 17 番 30 号	—	○	—
	29	若狭野小学校	若狭野町八洞字梶 185 番地	○	—	—
	30	青葉台小学校	青葉台 1 番 1 号	—	○	—
	31	中央小学校	旭五丁目 16 番 67 号	—	○	—
	32	矢野川中学校	若狭野町寺田字桑ノ木原 298 番地	○	—	—
	33	相生高等学校	山手一丁目 722 番地 10	—	○	—
	34	相生産業高等学校	千尋町 10 番 50 号	○	○	○

(○：災害想定区域内該当)

第2編 災害予防計画  
第5章 災害の予防と被害軽減対策  
第10節 避難対策の充実

(空白ページ)

## 第11節 災害時帰宅困難者対策の推進

### 1 基本方針

大地震により交通機能が停止した場合、自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

### 2 施策の体系

第11節 災害時帰宅困難者対策の推進

(1) 災害時帰宅困難者への支援

(2) 普及啓発

(3) 訓練等の実施

### 3 現状と課題

○帰宅途中に災害が起きた場合、交通機能の停止や救援が必要になった者に対する対策を講じる必要がある。

### 4 具体的な施策

#### (1) 災害時帰宅困難者への支援

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

(ア) 災害時における帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者を支援するため、関西広域連合が、地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

#### 【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

(イ) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。

(ウ) 市は、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努めることとする。

(エ) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸

送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。

- (オ) 市、関係事業者は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

## (2) 普及啓発

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

- (ア) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。
- (イ) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

## (3) 訓練等の実施

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

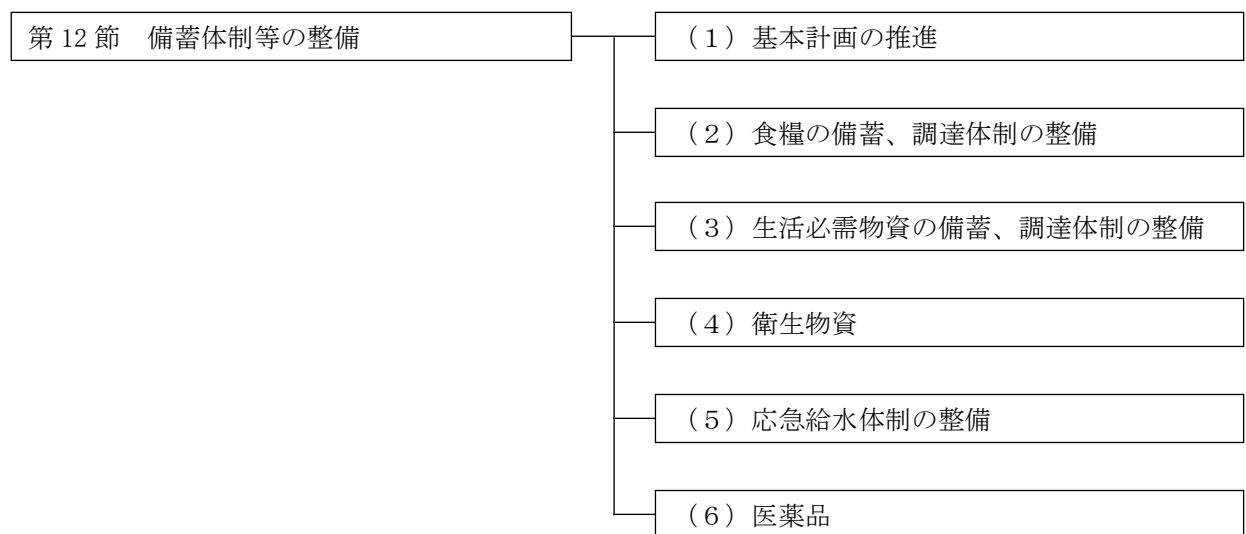
市は、災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努めることとする。

## 第12節 備蓄体制等の整備

### 1 基本方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、地震被害想定等に基づく必要量に応じて、食糧その他生活必需品等の備蓄を進めるとともに、生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

### 2 施策の体系



### 3 現状と課題

- 災害時には、電気・水道・ガスといったライフラインが寸断されるとともに交通機能の障害により食料や生活物資等の流通が一時的に停止することが予想されている。
- 市民や事業者等は、災害に備えて一定の生活物資等を確保する必要がある。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保することが求められている。
- 災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されるが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されるまで、平常時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を目途に各世帯が確保することが必要とされている。
- 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。

## 4 具体的な施策

### (1) 基本計画の推進

【市担当部】 企画総務部  
【関係機関】 防災関係機関

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

- (ア) 市は、災害発生から3日から1週間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- (イ) 市は、市民が各家庭や職場で、平常時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (ウ) 市は、市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における市の最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- (エ) 市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄に努める。
- (オ) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることとする。
- (カ) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

### (2) 食糧の備蓄、調達体制の整備

【市担当部】 企画総務部  
【関係機関】 各施設管理者

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、食料品について、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

【食糧の備蓄、調達体制の整備】

ア 食料給与対象者

- (ア) 避難所等に收容されている被災者
- (イ) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (エ) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

イ 目標数量

市及び市民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとし、広く市民に周知する。また、備蓄食糧については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第12節「食糧供給計画」を参照

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
コミュニティ域又は小・中学校区レベル	1人3日分* (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分*	2日分	1日分

*可能な限り1週間分程度の備えを目指す。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

ウ 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

- (ア) 炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (イ) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食
- (ウ) 水、緑茶等の飲料水
- (エ) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

エ 方法

(ア) 市は、コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市域レベルで被災者2日分の食料の備蓄に努める。

(イ) 市は、供給又は調達が困難な場合、県に要請し、これに対応することとする。

オ 搬送等

市は、要請により搬送された物資について、被災者へ食料を適正に配分する。

### (3) 生活必需物資の備蓄、調達体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

市は、生活必需品について、地震被害想定等に基づき、必要物資の内容、数量等の目標を定め、備蓄、供給体制の整備に努める。

#### 【生活必需物資の備蓄、調達体制の整備】

##### ア 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

##### イ 目標数量

食料の項に準ずる。

乳幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

##### ウ 品目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目についての備蓄に重点的に取り組むとともに、要配慮者や女性へのニーズにもきめ細かに配慮する。

#### 【日常生活用品の確認品目】

生活用品の種類	内 容
寝 具	就寝に必要な最小限度の布団又は毛布等
外 衣	普通衣、作業衣等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身 廻 品	タオル、手拭、洗面具等
炊事道具	鍋、釜、包丁、バケツ等
日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、女性用衛生用品、哺乳瓶等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
光熱材料	マッチ、ローソク、カセットコンロ等

##### エ 方法・搬送等

食糧の項に準ずる。



## (4) 衛生物資

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

### 【衛生物資の備蓄、調達体制の整備】

#### ア 品目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行うことが望ましい品目は次のとおりである。

#### 【日常生活用品の確認品目】

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用 衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、 <u>マスク</u> 、 <u>ゴム手袋</u> （ディスポーザブル）、 <u>液体せっけん</u> 、 <u>ウェットティッシュ</u> 、 <u>ペーパータオル</u> など
健康管理用資材等	<u>非接触型体温計</u> など
運営スタッフ防護用物資等	<u>マスク</u> 、 <u>使い捨て手袋</u> 、 <u>ガウン</u> 、 <u>フェイスガード</u> など
避難所運営用資材等	<u>間仕切り</u> 、 <u>養生テープ</u> 、 <u>段ボールベッド</u> （ <u>折りたたみベッド含む</u> ）、 <u>受付用パーテーション</u> 、 <u>換気設備</u> 、 <u>除菌・滅菌装置</u> 、 <u>清掃用具一式</u> 、 <u>トイレ関連備品一式</u> など

※下線付きの物資は、県でも備蓄しているもの

#### イ 方法

(ア) コミュニティ域、小・中学校レベル域で備蓄を行うこととする。

(イ) 市で供給が困難な場合、県から広域防災拠点などの備蓄物資を充当してもらう。

#### ウ 搬送等

食料の項に準ずる。

## (5) 応急給水体制の整備

【市担当部】 企画総務部  
【関係機関】 西播磨水道企業団

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

西播磨水道企業団は、市民の生活維持に必要な不可欠な飲料水については、次の確保策を推進する。

### 【応急給水体制の整備】

ア 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

イ 目標数量

西播磨水道企業団は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを3日間給水することを目安に、給水体制を整備する。

ウ 供給体制の整備

- (ア) 西播磨水道企業団は、水源地、配水池又は飲料水兼用耐震貯水槽からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (イ) 西播磨水道企業団は、関係機関と、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努める。
- (ウ) 西播磨水道企業団は、災害時における関係機関の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平常時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図る。

## (6) 医薬品

【市担当部】 健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第5節「救急医療対策計画」、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第6節「医療・救護計画」を参照

## 第13節 被災建築物応急危険度判定制度の整備

### 1 基本方針

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導の下、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

### 2 施策の体系

第13節 被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 危険度判定実施体制の整備

(2) 判定資器材の備蓄

(3) 実施計画の推進

### 3 現状と課題

○大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定士を活用して、被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施することが求められている。

### 4 具体的な施策

#### (1) 危険度判定実施体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

市は、県と連携しながら、被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、全国組織である全国被災建築物応急危険度判定協議会と協力して、応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

#### (2) 判定資器材の備蓄

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

市は県と分担して、被災建築物応急危険度判定要綱に基づく判定業務マニュアルに従い、危険度判定の実施に必要な資器材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

### (3) 実施計画の推進

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県、全国被災建築物応急危険度判定協議会

(ア) 実施主体

市は、応急危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(イ) 対象

大地震又は豪雨等により被災した建築物を対象とする。

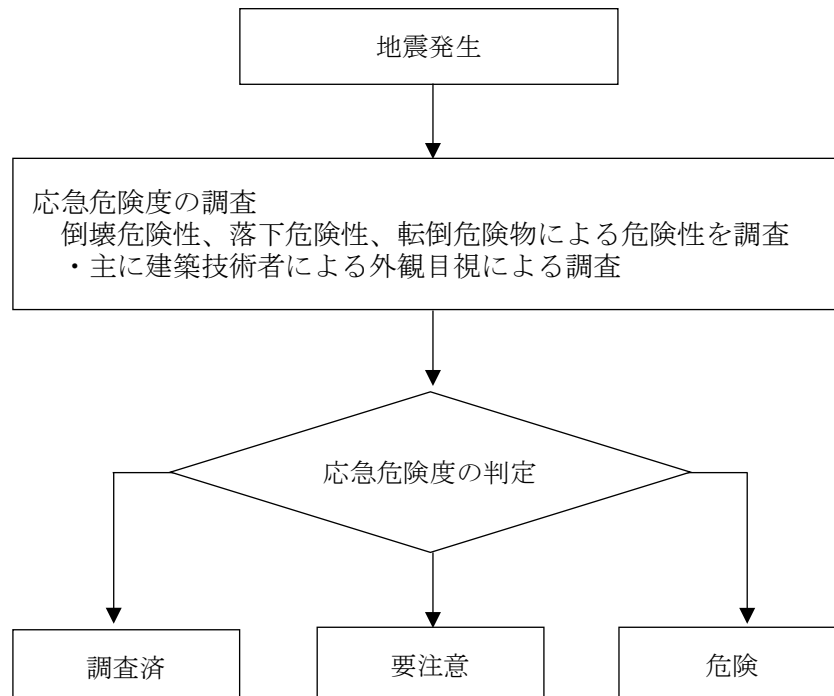
(ウ) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するための体制を執り、応急危険度判定を実施する。

(エ) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。判定が要注意及び危険となった建物には、二次災害防止のための処置を行うこととする。

[応急危険度判定]



## 第14節 被災宅地危険度判定制度の整備

### 1 基本方針

市は、大地震又は豪雨等により、宅地が被災した場合、二次災害を防止するため、県及び被災宅地危険度判定連絡協議会と協力して、被災宅地危険度判定士の確保と災害発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

### 2 施策の体系

第14節 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 危険度判定実施体制の整備

(2) 判定資器材の備蓄

(3) 実施計画の推進

### 3 現状と課題

○災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、市民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施することが求められている。

### 4 具体的な施策

#### (1) 危険度判定実施体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

市は、県と連携しながら、被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会と協力して、応急危険度判定の実施体制の整備に努める。

#### (2) 判定資器材の備蓄

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

市は県と分担して、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく判定業務マニュアルに従い、危険度判定の実施に必要な資器材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

### (3) 実施計画の推進

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県、被災宅地危険度判定連絡協議会

(ア) 実施主体

市は、危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(イ) 対象

大地震又は豪雨等により被災した宅地を対象とする。

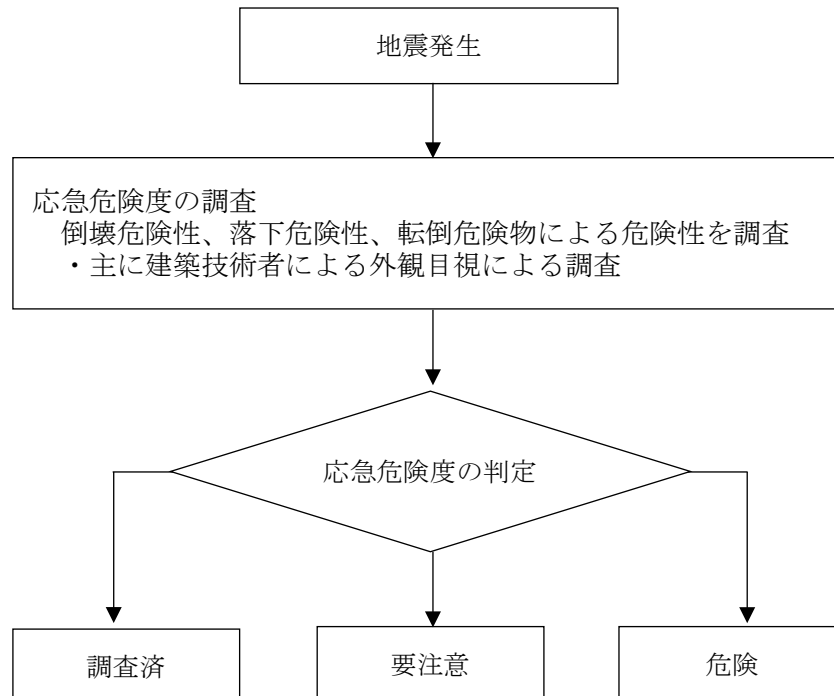
(ウ) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施するための体制をとり、応急危険度判定を実施する。

(エ) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。判定が要注意及び危険となった建物には、二次災害防止のための処置を行うこととする。

[応急危険度判定]



## 第15節 廃棄物対策の整備

### 1 基本方針

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置き場の設置や災害廃棄物の処理方法等について、整備する。

### 2 施策の体系

第15節 廃棄物対策の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の点検・見直し

(2) 応援体制の整備

### 3 現状と課題

- 災害時には、大量の廃棄物処理が必要となることが想定される。
- 災害廃棄物の処理を行うにも分別が必要である。
- 災害廃棄物処理応援協定の整備

### 4 具体的な施策

#### (1) 災害廃棄物処理計画の点検・見直し

【市担当部】 市民生活部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

- (ア) 災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、仮置き場の設置や災害廃棄物の処理方法等について、災害廃棄物処理計画の点検・見直し等を行う。
- (イ) 仮置き場の配置は、平常時から仮置場の候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討する。
- (ウ) 広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。
- (エ) 災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ゴミの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。

#### 【災害廃棄物処理計画の内容として必須事項】

- ・目的・組織・体制
- ・災害に備えた資機材の備蓄計画

- ・仮置場の配置計画
- ・仮置場の運営計画
- ・排出ルール（分別）
- ・ゴミの発生量の推計
- ・処理計画
- ・応援の要請
- ・仮設トイレの設置計画・管理計画
- ・市民への広報

## （２）応援体制の整備

【市担当部】 市民生活部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

- (ア) 市は、兵庫県と廃棄物処理の円滑実施を目指し、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結しているため、応援要請を求めることができる。
- (イ) 県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
- (ウ) 市は、兵庫県から他市町の災害廃棄物処理要請がある場合は、市町間で相互応援を行うこととし、体制を整備しておく。
- (エ) 応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担する。



## 第16節 集落の孤立化対策

### 1 基本方針

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、市民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることについて定める。

孤立の形態としても、地域の特性による検討を行い、海浜地区が連絡陸路を災害により失うことにより孤立するタイプと、山間地を通る道路が災害によって寸断されることにより孤立するタイプがあり、それぞれ地域の特性を考慮した対策に努める。

### 2 施策の体系

第16節 集落の孤立化対策

(1) 孤立化のおそれのある集落の把握

(2) 孤立化の未然防止対策の確立

(3) 孤立化した場合の対応

### 3 現状と課題

- 近年の大規模災害においては、山地崩壊による道路の寸断、情報通信の途絶により、孤立集落が発生し、集落単位で避難せざるを得ない事態が生じている。
- 集落戸数の減少や高齢者世帯の増加が進んでいる地域の現状を踏まえ、防災情報の迅速な伝達体制の整備や、救出・救助体制、集落を越えた広域的な地域で支え合う体制等の構築を図り、市民の暮らしの安心・安全を確保する必要がある。
- 大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、市民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

## 4 具体的な施策

### (1) 孤立化のおそれのある集落の把握

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 電気通信事業者、道路管理者、警察署

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について把握に努める。

把握にあたっては、次の孤立化のおそれのある集落の例を参考にするとともに、警察、消防、道路管理者、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

#### 【孤立化のおそれのある集落の把握方法】

##### ア 道路状況

- (ア) 集落につながる道路等においてう回路がない。
- (イ) 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (ウ) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (エ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

##### イ 通信手段

- (ア) 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (イ) 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

### (2) 孤立化の未然防止対策の確立

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 電気通信事業者、道路管理者、警察署

孤立化を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

#### 【孤立化の未然防止対策】

主 体	内 容
市の役割	<p>ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命する等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。</p> <p>イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図り、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習</p>

	<p>熟を図る。</p> <p>エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定する。また、集落のおおよその中心位置の緯度・経度をリストアップしておく。</p> <p>オ 平常時から物資、装備、医薬品等の備蓄について市民に周知する。</p>
電気通信事業者の役割	孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害時優先電話として指定するとともに、災害対策機器の配備等について配慮する。
道路管理者の役割	孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

### （3）孤立化した場合の対応

【市担当部】 企画総務部、建設農林部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、電気通信事業者  
 道路管理者、警察署、自衛隊

土砂災害等により山間地域の交通、通信が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等の支援、電気通信手段の確保などに努める。

#### 【孤立化した場合の対応】

主 体	内 容
市の役割	<p>ア 孤立化した集落と双方向通信を図り、情報の収集に努める。</p> <p>イ 孤立化した集落が発生又は孤立化のおそれが高いと判断した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。また、必要に応じて、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>ウ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。</p>
電気通信事業者の役割	<p>ア 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配備している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。</p> <p>イ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。</p>
道路管理者の役割	ア 災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。
警察署の役割	ア 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

## 第17節 要配慮者支援対策の充実

### 1 基本方針

災害時の情報伝達、円滑な避難誘導、避難所での生活環境等について、要配慮者一人ひとりに合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体等が連携し、その避難支援体制の確立を推進する。

また、福祉サービス提供者等は、災害時でもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築する。

### 2 施策の体系

第17節 要配慮者支援対策の充実

(1) 要配慮者支援体制の整備

(2) 情報伝達体制の整備

(3) 安全な避難場所の確保

(4) 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

(5) 平常時の地域包括ケアシステムとの連携

(6) 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

(7) 難病患者等への支援体制の整備

### 3 現状と課題

○自然災害が発生した場合、人々が安全な場所へ円滑に避難できることは最も重要なことである。しかし、高齢者や障害者等にあつては、何らかの手助けなしには避難が困難な者も多く、ここ数年の間に発生した自然災害の被災状況を見ると高齢者、障害者等の被災者が多くなっている。

○平常時から要配慮者を把握し、災害発生時に適切に避難誘導を行うため、地域（自治会・自主防災組織・民生委員・児童委員）のつながりを深めるとともに、福祉関係機関やケアマネジャー等福祉サービス提供者等を含めたネットワークづくり等が課題となっている。

## 4 具体的な施策

### (1) 要配慮者支援体制の整備

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 相生市社会福祉協議会

#### ア 推進組織の整備

市は、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整えるとともに適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改訂）」を踏まえ策定した「避難行動要支援者支援マニュアル」の活用を図る。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

#### イ 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、民生・児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要配慮者の状況を把握し、コミュニティ単位でのファイル等（※個別避難計画）を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する。

また、個々の要配慮者について、避難に要する時間や経路その他必要な支援をまとめた個別避難計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等）の活用を図る。個別避難計画には、居住状況、避難支援を必要とする事由を明記し、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に活用するシステム「クラウド型被災者支援システム」の活用を検討する。

※「個別避難計画」は、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿とする。

要配慮者に対して、市が作成必要な書類

(ア) 要配慮者の日常的把握

(イ) 避難行動要支援者名簿の整備

a 名簿作成の対象範囲

- ・ 75歳以上で単身の方
- ・ 身体障害者手帳第Ⅰ種のうち、下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害の方
- ・ 要介護3以上の方
- ・ 難病患者の方（県から要配慮者の個人情報の提供のあった方）
- ・ 上記以外の高齢者や身体障害者で災害時に援護を希望する方

b 名簿の提出先、方法

- ・ 隣保長が個別に巡回したものを単位自治会長が危機管理課へ提出

c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・ 災害時における支援活動時の利用に限定し、名簿の取扱いには十分注意する旨を周知
  - ・ 更新後、旧名簿については、確実な方法での破棄を依頼
  - ・ 名簿から削除された者の個別避難計画等の個人情報について、確実な方法での破棄を依頼
- d 名簿の更新に関する事項
  - e 名簿の提出に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
  - f 避難支援等関係者の安全確保
- (ウ) 個別避難計画の整備
- a 計画作成の対象範囲
  - b 計画の作成方法
  - c 計画の提供先、方法
  - d 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
  - e 計画の更新に関する事項
  - f 計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
  - g 避難支援等関係者の安全確保
- (出典) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」  
「兵庫県災害時要援護者支援指針」
- (エ) 要配慮者への情報伝達や避難誘導
  - (オ) 緊急通報システムの整備
  - (カ) 社会福祉施設等の整備・BCP(事業継続計画)策定啓発
  - (キ) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策の実施
  - (ク) 土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者関連施設一覧
  - (ケ) 外国語による防火防災対策の啓発
  - (コ) 福祉避難所の設置・選定

#### ウ 避難行動要支援者名簿の共有

市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、要配慮者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

#### エ 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務とされたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用

支障が生じないように、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

効果的な要配慮者の避難支援対策を行うためには、要配慮者自身や家族による自助、及び隣人や友人など地域で備え助け合う共助を基本とし、それらに加えて公的機関による公助の三位一体の活動が必要である。

これらを踏まえ、市においては、自助、共助、公助の役割分担の整理、自主防災組織への支援強化による地域防災力の向上などを通じて、地域における要配慮者支援の取組みの促進を図る。

県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。

また、個別避難計画が作成されていない要配慮者についても、避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

### オ 訓練・研修の実施

市は、要配慮者本人も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者に必要な人材の育成に努めることとする。

自主防災組織等は、上記 エ で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

## (2) 情報伝達体制の整備

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

【関係機関】 相生市社会福祉協議会、西はりま消防組合相生消防署

### ア 市の体制

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

要配慮者は、避難に際して健常者より時間がかかると考えられるため、避難指示が出される前段階で高齢者等避難情報を発令し、早い段階での避難行動ができるよう、情報提供の体制整備に努める。

また、避難に際し介助が必要な要配慮者を地域ごとに把握し、自治会、民生・児童委員、福祉委員、消防団等の連携により迅速な避難対応ができる環境を整備する。

### イ 緊急通報システムの整備

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、少子高齢化が進む現状から、災害時において要配慮者等に対する情報伝達手段に関し、体制づくり及び情報通信機器等の整備に努める。

**ウ 障害者への情報伝達体制の整備**

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備に努める。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、相生消防署等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

**エ 外国人に対する日常の情報提供等**

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

市は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

(ア) 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

(イ) ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施、アプリによるプッシュ型の情報発信、ウェブサイトによるプル型の情報発信

**(3) 安全な避難場所の確保**

【市担当部】 健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 相生市社会福祉協議会

平常時における市民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備に努める。

(ア) 市は、避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、要配慮者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。

(イ) また、市は、通常の避難所での生活が困難な要配慮者の受入れや、相談等の必要な生活支援ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定を行うため、各社会福祉施設等への協力を呼び掛ける。

(ウ) さらに、市は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

**(4) 要配慮者に配慮した食料・物資の確保**

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 相生市社会福祉協議会

市は、流動食、粉ミルク、液体ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。



## (5) 平常時の地域包括ケアシステムとの連携

【市担当部】 健康福祉部  
【関係機関】 社会福祉施設等の事業者

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

### ア 医療・福祉事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要配慮者の生活支援などについて、地域の医療・福祉事業者等との連携を図る。

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

### イ 社会福祉施設等の対応力の強化

(ア) 市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に自力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的を実施できていない場合には、指導・助言を行う。また施設管理者等は、市や消防団、居住者等の地域社会等とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

また、災害時には、多くの要配慮者の受入れが見込まれるため、近隣市町及び社会福祉施設との相互応援体制の整備に努める。

(イ) 市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

(ウ) 市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

- a 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- b 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

### ウ 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

## (6) 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

市は、県と十分な連携及び調整を図った上で、要配慮者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導、避難確保計画の作成指示、避難訓練実施の指示等、要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。

## (7) 難病患者等への支援体制の整備

【市担当部】 企画総務部、健康福祉部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 兵庫県

市は、県や医療機関、介護保険事業所等と連携し、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。

## 第18節 ヘリポート対策の実施

### 1 基本方針

市は、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所についてあらかじめ指定し、今後、必要に応じて次のヘリポート以外についても増設を検討する。また、大規模災害時に孤立が予想される地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。

### 2 施策の体系

第18節 ヘリポート対策の実施

(1) ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の周知

(3) 災害時の運用体制

### 3 現状と課題

○臨時ヘリポートの管理に当たっては、平常時から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つなど、常に使用できるように現状把握に努める必要がある。

### 4 具体的な施策

#### (1) ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

【市担当部】 企画総務部

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

短期

中期

長期

毎年

市は、災害発生時のヘリコプター要請に当たり、あらかじめ県が地理的、社会的要件を勘案の上定めた臨時離着陸場適地をヘリポートとして利用できるよう、整備に努める。

ヘリコプター臨時離着陸場適地

着陸場名	(株)IHIふれあい広場	TEL 24-2206
所在地	相生市相生 5292 番地	
管理者	(株)IHI 相生工場総務課長	
着陸場名	相生スポーツセンター	TEL 23-3901
所在地	相生市陸字池ノ上 266 番地 1	
管理者	相生市教育委員会体育振興課	
着陸場名	相生湾東部埋立地緑地	TEL 23-7135
所在地	相生市相生字小丸 5375 番地	
管理者	相生市建設農林部都市整備課	
着陸場名	相生市立若狭野ふれあい公園	TEL 23-7156
所在地	相生市若狭野町福井 1044 番地	
管理者	相生市建設農林部農林水産課	
着陸場名	コスモスの里	TEL 23-7156
所在地	相生市矢野町下田甲 8 番地 1	
管理者	相生市建設農林部農林水産課	

**(2) ヘリコプター臨時離着陸場の周知**

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 兵庫県、西はりま消防組合相生消防署

ヘリコプター臨時離着陸場の位置については、県を通じて災害時にヘリコプターを運行する兵庫県消防防災航空隊、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関への周知を図る。

**(3) 災害時の運用体制**

【市担当部】 企画総務部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署

市は、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行う。

## 第19節 危険物・高圧ガス等の予防対策の実施

### 1 基本方針

危険物・高圧ガス等による災害を防止し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、防災関係機関の予防対策について定める。

### 2 施策の体系

第19節 危険・高圧ガス等の予防対策の実施

(1) 危険物施設における防災体制の整備

(2) 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

(3) 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

(4) 毒劇物営業者における警戒体制の整備

(5) 放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備

### 3 現状と課題

○災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、爆発性火災、毒性物質の漏洩等、特殊な災害の発生が懸念される。

### 4 具体的な施策

#### (1) 危険物施設における防災体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、危険物施設所有者等

(ア) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

(イ) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

(ウ) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策を実施する。

a 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。

b 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設が一定地域に集中している地域にあつては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

c 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

(エ) 市及び相生消防署の保安対策

a 市及び相生消防署は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させる等、危険物の規制を行う。

b 市及び相生消防署は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

(a) 危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設並びに貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(b) 監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を実施して、関係法令を遵守させる。

(c) 消防体制の強化

市及び相生消防署は、各事業所の警防計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

(d) 防災教育

関係機関は、危険物関係従業員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除についての的確な教育を行う。

## (2) 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、高圧ガス関係事業者

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

### (3) 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

【市担当部】 企画総務部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 西はりま消防組合相生消防署、火薬類関係事業者

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(ア) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(イ) 警戒措置の実施

a 事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

b 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

(ウ) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

(エ) 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を確立する。

b 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

c 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

(オ) 保安教育の実施

a 事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

b 主な教育項目は、次のとおりとする。

(a) 関係法令

(b) 火薬類に関する性質、保安管理技術

(c) 地震に関する知識

(d) 災害時における応急対策及び避難方法

(カ) 防災訓練の実施

- a 事業者は、取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- b 主な訓練項目は、次のとおりとする。
  - (a) 緊急通信・通報・伝達訓練
  - (b) 非常召集動員訓練
  - (c) 救助・避難訓練
  - (d) 応急措置実施訓練
  - (e) 消火訓練
  - (f) 広報訓練

**(4) 毒劇物業者における警戒体制の整備**

【市担当部】	企画総務部	短期	中期	長期	毎年
【関係機関】	西はりま消防組合相生消防署、毒劇物関係事業者				

事業者は、台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(ア) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(イ) 警戒措置の実施

a 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

b 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

**(5) 放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備**

【市担当部】	企画総務部、市民生活部	短期	中期	長期	毎年
【関係機関】	西はりま消防組合相生消防署、放射性物質取扱関係事業者				

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の管理と事業所の責任において行われているが、事業者は、災害による放射性物質の漏洩等による事故の発生を未然に防止するため、国、県と連携して、次により予防対策を実施する。

(ア) 取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

(イ) 防護資機材の整備

放射性物質取扱事業所等における災害発生に備え、放射性物質に対する資機材の整備に努める。



(ウ) 協力体制の確立

平常時から、関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努める。また、他府県での災害発生時にも備え連絡体制を構築するよう努める。

## 第20節 雑踏事故の予防

### 1 基本方針

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合すること起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

### 2 施策の体系

第20節 雑踏事故の予防

(1) 主催者等の留意事項

(2) 関係機関への周知

(3) 市の対策

### 3 現状と課題

○雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

### 4 具体的な施策

#### (1) 主催者等の留意事項

【市担当部】 行事実施担当部

短期

中期

長期

毎年

【関係機関】 行事主催者

- (ア) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。
- a 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
  - b 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び医療機関と連携した救急・救護体制
  - c 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など地区医師会及び医療機関との協力体制
  - d 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
- (イ) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

- (ウ) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、医療関係機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。
- (エ) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。
- (オ) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

**(2) 関係機関への周知**

【市担当部】 行事实施担当部

短期	中期	長期	毎年
----	----	----	----

【関係機関】 鉄道事業者、警察署、西はりま消防組合相生消防署、地区医師会、医療機関

**ア 鉄道事業者等**

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

**イ 消防機関**

- (ア) 西はりま消防組合相生消防署は、事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。また、行事等が市町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮することとする。
- (イ) 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。
- (ウ) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

**ウ 医療機関等**

- (ア) 医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。
- (イ) 医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

## エ 警察署

- (ア) 相生警察署は、事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群衆が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況）、群衆に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。
- (イ) 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行うこととする。

## (3) 市の対策

【市担当部】 行事实施担当部

短期

中期

長期

毎年

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

- (ア) 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の相生警察署、西はりま消防組合相生消防署、医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- (イ) 事故が発生した場合には、迅速に管轄の相生警察署、西はりま消防組合相生消防署、医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること